国保改革の施行に向けた検討状況について

平成28年3月24日 厚生労働省保険局

I. これまでの経緯と改革の全体像

Ⅱ. 新たな財政運営の仕組み

- 1 都道府県を財政運営主体とする新たな仕組みの概要
- 2 納付金・標準保険料率の算定方法(ガイドライン)
- 3 保険者努力支援制度

Ⅲ. 改革後の国保事務の運営

- 1 国保運営方針の策定プロセスとポイント
- 2 国保運営協議会
- 3 地域包括ケアシステムの構築

I. これまでの経緯と改革の全体像

社会保障制度改革国民会議以降の流れ

社会保障制度改革国民会議(H24.11.30:第1回 ⇒ H25.8.6:報告書とりまとめ)

- 社会保障制度改革国民会議(国民会議)は、社会保障制度改革推進法(改革推進法)(※1)に基づき、設置。 (設置期限:平成25年8月21日)
 - (※1)自民党、公明党、民主党の3党合意に基づく議員立法。平成24年8月10日成立、同22日公布。
- 改革推進法に規定された「基本的な考え方」、社会保障4分野(年金、医療、介護、少子化対策)に係る「改革の基本方針」及び3党実務者協議でとりまとめた「検討項目」に基づき、15名の有識者(清家篤会長)が20回にわたり審議。
- 政府は、国民会議における審議の結果等を踏まえて、法律の施行後1年以内(平成25年8月21日まで)に、必要な 法制上の措置を講ずることとされた。(改革推進法第4条)
 - ⇒「『法制上の措置』の骨子」(H25.8.21:閣議決定)

社会保障改革プログラム法(H25.10.15:提出 ⇒ H25.12.5:成立、H25.12.13:公布)

○「『法制上の措置』の骨子」に基づき、社会保障制度改革の全体像・進め方を明示。

平成26年の通常国会以降:順次、個別法改正案の提出

- 平成26年の通常国会では、医療法·介護保険法等の改正法案、難病·小児慢性特定疾病対策の法案、 次世代育成支援対策推進法等の改正法案、雇用保険法の改正法案を提出し、成立。
- 平成27年通常国会には、医療保険制度改革のための法案を提出し、成立(H27.5.27)。

「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議」(国保基盤強化協議会) について

1. 協議事項

- ① 国民健康保険の財政上の構造問題の分析とその解決に向けた方策
- ② 国民健康保険の運営に関する業務に係る都道府県と市町村の役割分担のあり方
- ③ その他、地方からの提案事項

2. メンバー

〇政務レベル協議

【厚生労働省】 厚生労働大臣、副大臣、政務官

【地方代表】 栃木県知事、高知市長(高知県)、井川町長(秋田県)(聖籠町長(新潟県))

○事務レベルWG

【厚生労働省】 厚生労働省保険局

総務課長、国民健康保険課長、高齢者医療課長、調査課長

【地方代表】 (全国知事会)… 山形県、栃木県、愛知県、鳥取県、愛媛県

(全国市長会)… 見附市(新潟県)、裾野市(静岡県)、高松市(香川県)、高知市(高知県)

(全国町村会)… 井川町(秋田県)、奥多摩町(東京都)、聖籠町(新潟県)、九重町(大分県)

3. 経緯

平成26年 1月31日 政務レベル協議
2月
↓ 毎月1回程度 事務レベルWG(計7回)
7月
8月8日 政務レベル協議(中間整理)
↓ 毎月1回程度 事務レベルWG(計7回)

平成27年 2月12日 政務レベル協議(議論のとりまとめ)

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の概要 (平成27年5月27日成立)

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、持続可能な医療保険制度を構築するため、国保をはじめとする医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進、患者申出療養の創設等の措置を講ずる。

1. 国民健康保険の安定化

- ○国保への財政支援の拡充により、財政基盤を強化 (27年度から約1700億円、29年度以降は毎年約3400億円)
- ○平成30年度から、<u>都道府県が財政運営の責任主体</u>となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の 国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化

2. 後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入

○被用者保険者の後期高齢者支援金について、段階的に全面総報酬割を実施

(現行:1/3総報酬割→27年度:1/2総報酬割→28年度:2/3総報酬割→29年度:全面総報酬割)

3. 負担の公平化等

- ①**入院時の食事代**について、在宅療養との公平等の観点から、調理費が含まれるよう<u>段階的に引上げ</u> (現行:1食260円→28年度:1食360円→30年度:1食460円。低所得者、難病・小児慢性特定疾病患者の負担は引き上げない)
- ②特定機能病院等は、医療機関の機能分担のため、必要に応じて患者に病状に応じた適切な医療機関を紹介する等の措置を講ずることとする(紹介状なしの大病院受診時の定額負担の導入)
- ③健康保険の保険料の算定の基礎となる**標準報酬月額の上限額を引き上げ** (121万円から139万円に)

4. その他

- ①協会けんぽの国庫補助率を「当分の間16.4%」と定めるとともに、法定準備金を超える準備金に係る国庫補助額の特例的な減額措置を講ずる
- ②被保険者の所得水準の高い国保組合の国庫補助について、所得水準に応じた補助率に見直し (被保険者の所得水準の低い組合に影響が生じないよう、調整補助金を増額)
- ③医療費適正化計画の見直し、予防・健康づくりの促進
 - ·都道府県が地域医療構想と整合的な目標(医療費の水準、医療の効率的な提供の推進)を計画の中に設定
 - ·保険者が行う保健事業に、予防·健康づくりに関する**被保険者の自助努力への支援**を追加
- ④ **患者申出療養を創設** (患者からの申出を起点とする新たな保険外併用療養の仕組み)

国保制度改革の概要(公費による財政支援の拡充)

国民健康保険に対し、平成26年度に実施した低所得者向けの保険料軽減措置の拡充(約500億円)に加え、 毎年約3,400億円の財政支援の拡充等を以下の通り実施することにより、国保の抜本的な財政基盤の強化を図る。

- ※ 公費約3,400億円は、現在の国保の保険料総額(約3兆円)の1割を超える規模
- ※ 被保険者一人当たり、約1万円の財政改善効果

<平成27年度から実施>

○ <u>低所得者対策の強化</u>のため、保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた自治体への 財政支援を拡充(約1,700億円)

<平成30年度から実施>(毎年約1,700億円)

- ○財政調整機能の強化(財政調整交付金の実質的増額)
- ○<u>自治体の責めによらない要因</u>による医療費増・負担への対応 (精神疾患、子どもの被保険者数、非自発的失業者等)
- 〇保険者努力支援制度…医療費の適正化に向けた取組等に対する支援
- ○<u>財政リスクの分散・軽減方策</u>(財政安定化基金の創設・高額医療費への対応等) 等
 - ・平成27年度から、財政安定化基金を段階的に造成等(平成27年度200億円⇒平成29年度約1,700億円)
 - ・平成30年度以降は、上記の項目に約1,700億円を配分
- あわせて、医療費の適正化に向けた取組や保険料の収納率向上などの事業運営の改善等を一層推進し、財政基盤 の強化を図る。

国保制度改革の概要(運営の在り方の見直し)

- ○<u>平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の</u> 国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化
 - ・給付費に必要な費用は、全額、都道府県が市町村に交付
 - ・将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を提示(標準的な住民負担の見える化)
 - ・都道府県は、国保の運営方針を定め、市町村の事務の効率化・広域化等を推進
- 〇市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、 地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う

【現行】市町村が個別に運営

【改革後】 <u>都道府県が財政運営責任を担う</u> など中心的役割

> 都道府県が市町村ごとに決定した 市町村 国保事業費納付金を市町村が納付

市町村

市町村

国保運営方針 (県内の統一的方針)

→> 都道府県

給付費に必要な費用を、

全額、市町村に支払う(交付金の交付)

市町村

市町村

市町村

- ・国の財政支援の拡充
- ・<u>都道府県が、国保の運営に</u> 中心的役割を果たす

(構造的な課題)

- ・年齢が高く医療費水準が高い
- ・低所得者が多い
- ・小規模保険者が多い

- ・ 資格管理(被保険者証等の発行)
- ・保険料率の決定、賦課・徴収
- 保険給付
- 保健事業
- ※被保険者証は都道府県名のもの
- ※保険料率は市町村ごとに決定
- ※事務の標準化、効率化、広域化を進める
- 詳細については、引き続き、地方との協議を進める

- ・財政運営責任(提供体制と双方に責任発揮)
- ・市町村ごとの納付金を決定

市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮することが基本

- ・市町村ごとの標準保険料率等の設定
- 市町村が行った保険給付の点検、事後調整
- ・市町村が担う事務の標準化、効率化、 広域化を促進

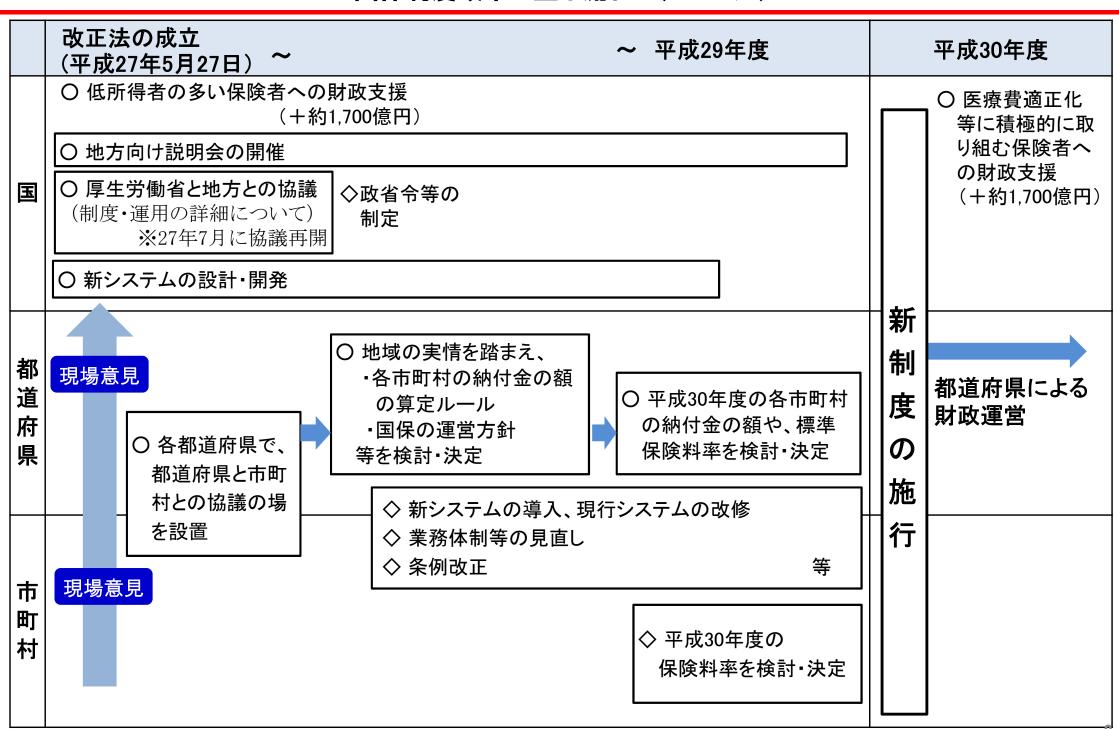
なお、国の普通調整交付金については、都道府県間の所得水準を **7** 調整する役割を担うよう適切に見直す

国保改革に係る平成27年度の検討状況

			7 1X P J 18170		
	平成27年9月	12月	平成28年1月	3月	
財政運営等の 仕組み 国保事業費納付金 標準保険料率 保険給付費等交付金	仕組み 保事業費納付金 準保険料率		国保事業費納付金、標準保険 料率等の仕組み(案)を各自治体 等に提示(1/18)	サイ は組みの決定 関連政省令(案)を提示	
*	「ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー				
国保運営方針	事務レベルWGにおいて国保運営方針の ガイドラインについて議論		国保運営方針の ガイドライン(案)を各自治体等に 提示(1/18)	国保運営方針のガイドラインを決定	
 国保運営	事務レベルWGにおいて国保運営協議会の				
協議会	詳細について議論	国保運営協議会の詳細	mを提示(1/26)	関連政省令(案)を提示	
国保保険者標準事務処理システム	国保保険者標準事務処理システムの開発範囲、要件定義等について議論	·28年度における各自治ついて通知、調達仕様·国の28各自治体における28年	書の開示 年度予算案の通知(12/24)		
財政安定化	・27年度財政安定化基金交付決定・財政安定化基金条例準則の提示	「都道府県における対応 ・補正予算編成・条	·————————————————————————————————————	 	
基金	事務レベルWGにおいて、財政安定化基金 いて議論			<mark>の28年度予算案の通</mark> 都道府県における (12/24) 28年度予算への反映 !	
	保険者による健診・保健指導等に関する検討会において、保険者共通の取組について議論				
保険者努力 支援制度	・基本的仕組みの決定 上記検討会の状況を踏まえつつ、事務レベルWGにおいて国保固有の取組についても議論 ・保険者努力支援制度前倒しの 考え方について提示				
			77		

[※] 上記のスケジュールは平成27年9月末時点の見込みであり、検討状況により変更がありうる。また、都道府県等の取組については、目安である。

国保制度改革の主な流れ (イメージ)

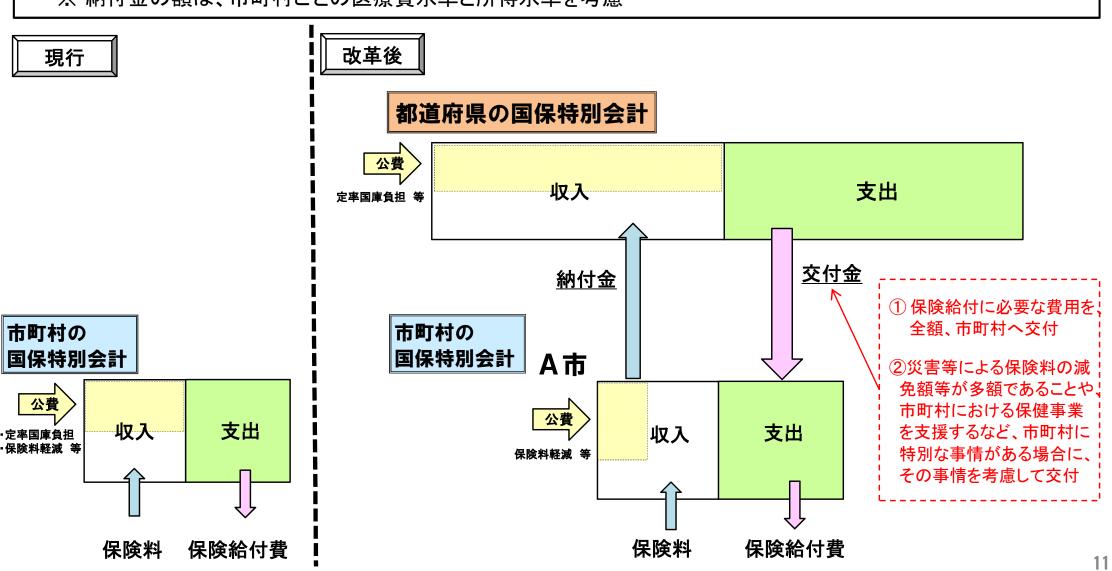


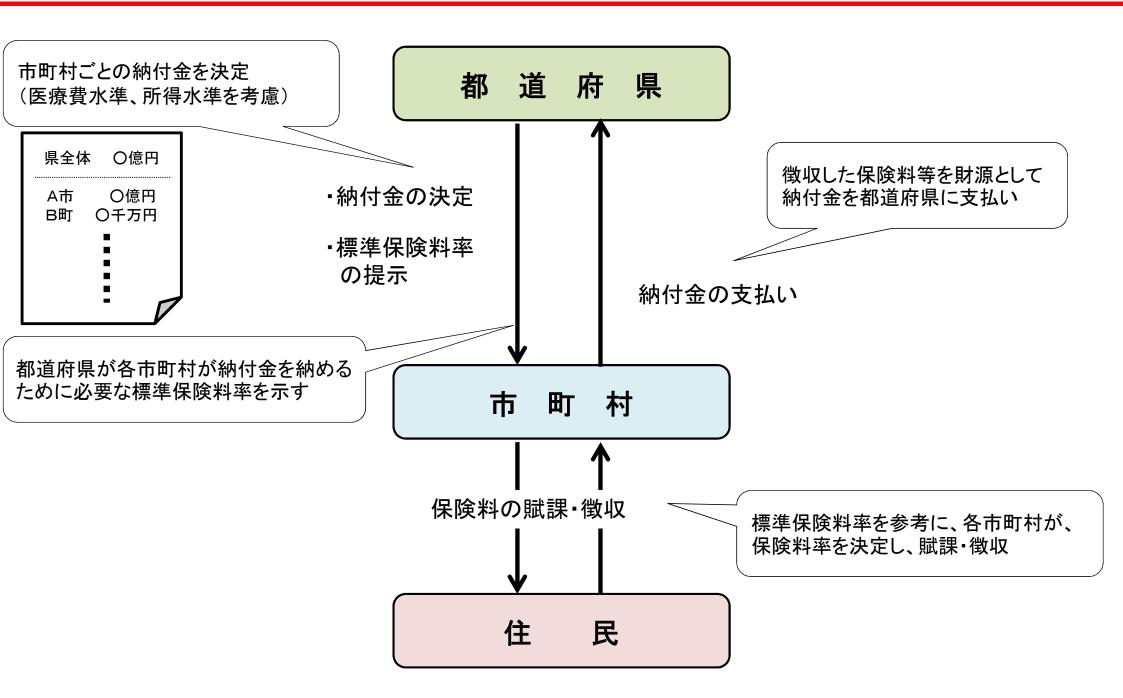
Ⅱ. 新たな財政運営の仕組み

- 1 都道府県を財政運営主体とする新たな仕組みの概要
- 2 納付金・標準保険料率の算定方法(ガイドライン)
- 3 保険者努力支援制度

資料の一部には、納付金・標準保険料率に関するガイドライン案及び国保運営方針ガイドライン案など、国保基盤強化協議会事務レベルワーキングにおける検討中の内容が含まれている。

- <u>都道府県が財政運営の責任主体となり</u>、<u>市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定</u>や、<u>保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う</u>(保険給付費等交付金の交付)ことにより、<u>国保財政の「入り」と「出」を管理</u>する。
 - ※ 都道府県にも国保特別会計を設置
- <u>市町村は</u>、<u>都道府県が市町村ごとに決定した納付金を都道府県に納付</u>する。
 - ※ 納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮

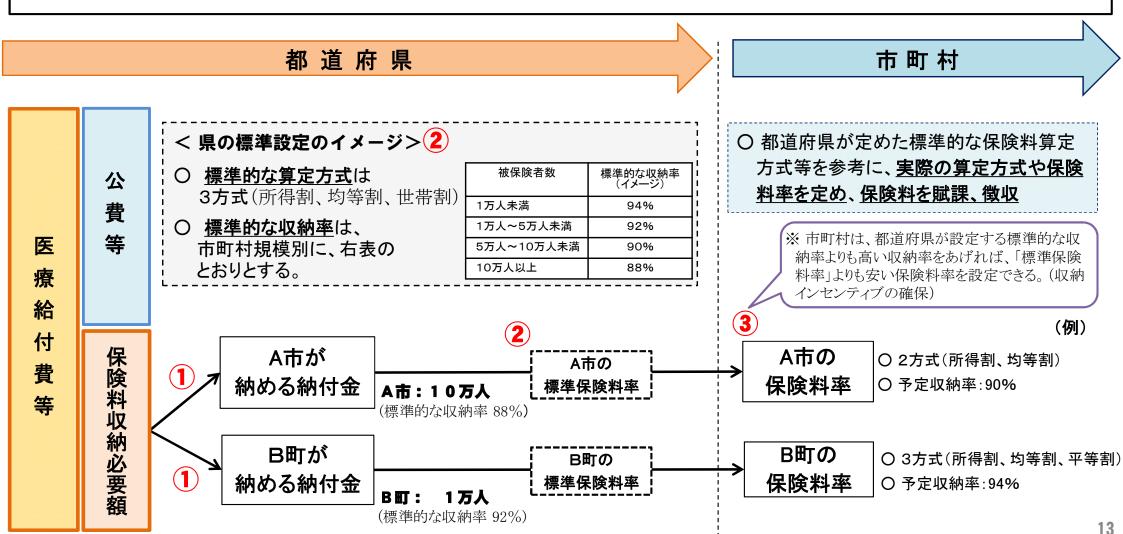




- 都道府県は、
 - ・ 医療給付費等の見込みを立て、<u>市町村ごとの国保事業費納付金(※)の額を決定</u>(①)

※ 市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮

- 都道府県が設定する標準的な算定方式等に基づいて<u>市町村ごとの標準保険料率を算定・公表</u>(②)
- 〇 <u>市町村</u>は、都道府県の示す標準保険料率等を参考に、それぞれの保険料算定方式や予定収納率に基づき、 <u>それぞれの保険料率を定め</u>、保険料を賦課・徴収し、納付金を納める。(③)



財政運営の仕組みの変化

現 行 _____ 改革後

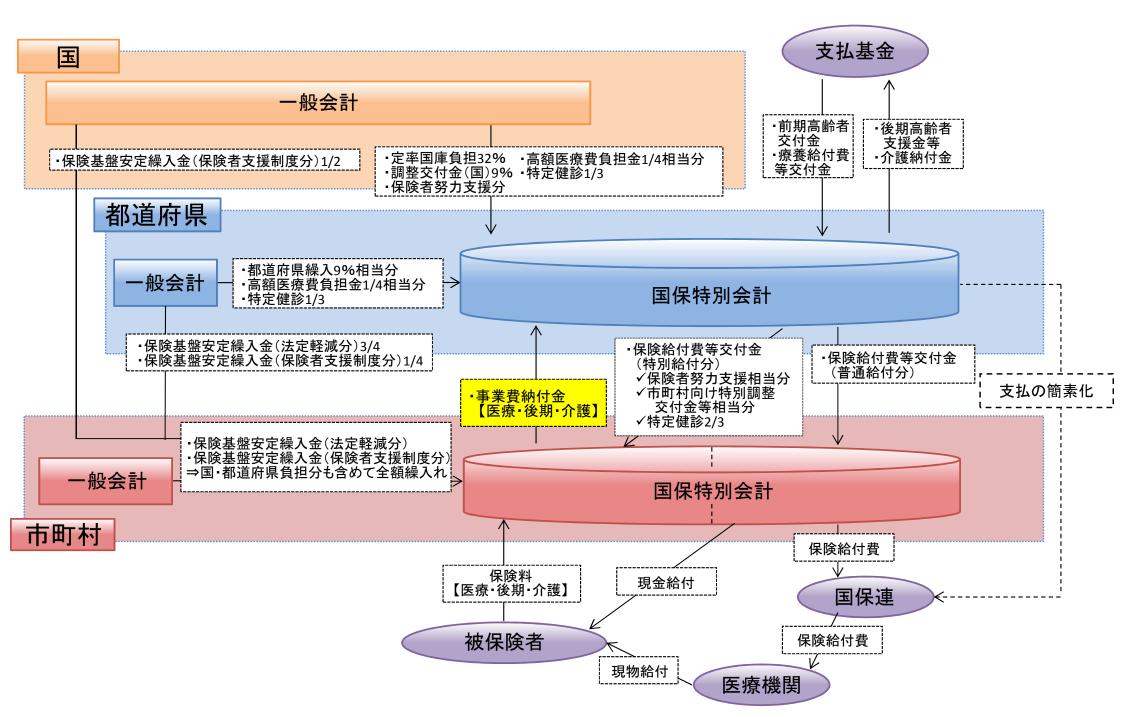
- ○市町村ごとの財政運営
- ⇒被保険者が少ない自治体の運営が不安定
- 〇保険財政共同安定化事業
 - ⇒各市町村の所得水準、<u>医療費水準</u>、被保険者 数による調整
 - ⇒年度途中に保険料で集め<u>るべき額が変動</u>

- 〇普通調整交付金
 - ⇒市町村間の所得水準を全国レベルで調整
- 〇前期高齢者交付金
 - ⇒市町村間で前期高齢者加入率の差異を調整

○都道府県が財政運営の責任主体

- ⇒一定の被保険者数を確保
- 〇納付金制度
 - ⇒市町村間で所得水準、<u>年齢構成を加味した医</u> 療費水準による調整
 - ⇒市町村の保険料で集めるべき額が<u>医療費増等</u> に影響されない
- 〇普通調整交付金
 - ⇒都道府県間の所得水準を全国レベルで調整
- 〇前期高齢者交付金
 - ⇒都道府県間で前期高齢者加入率の差異を調整
- 〇財政安定化基金
 - ⇒保険料収納不足、医療費の増加等に対応

国・都道府県・市町村間の費用の流れ(案)



新たな財政調整の仕組みの全体像(案)

	現状	改革後		
(市町村間の調整)		都道府県間	市町村間	
所得水準	普通調整交付金 保険者支援制度	普通調整交付金	納付金算定 ※所得水準を反映 保険者支援制度	
年齢構成調整	前期高齢者交付金	前期高齢者交付金	納付金算定 ※年齢構成の差異を調整した医療費を 反映	
年度間調整	保険財政共同安定化事業	(財政安定化基金)	納付金算定 ※市町村は、従前どおり保険料を財源 とする基金を設置して調整も可能。	
医療費適正化等	都道府県調整交付金(2号分)	保険者努力支援制度	保険者努力支援制度 都道府県繰入金(2号分) 「納付金算定 ※年齢構成の差異を調整した医療費を反映」	
その他特別な事情	特別調整交付金 都道府県調整交付金(2号分)	特別調整交付金	特別調整交付金 都道府県繰入金(2号分)	

Ⅱ. 新たな財政運営の仕組み

- 1 都道府県を財政運営主体とする新たな仕組みの概要
- 2 納付金・標準保険料率の算定方法(ガイドライン)
- 3 保険者努力支援制度

国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法(ガイドライン)(案)

※詳細は引き続き地方と協議

- 〇 「納付金・標準保険料率の算定方法について」(納付金ガイドライン)は、都道府県が納付金及び標準保険料率の計算を行うにあたって、必要な考え方や計算方法の詳細について地方自治法に基づく技術的助言として示したもの。
- 都道府県においては、ガイドラインを踏まえて、市町村や関係者と議論を行った上で都道府県内の納付金 及び標準保険料率の算定ルールを定め、それに基づいて、納付金額等を市町村に提示していくこととなる。
 - ※平成28年秋に国保事業費納付金等算定標準システムの簡易版を配付することとしており、まずは、本ガイドラインに基づき、納付金及び標準保険料率の試算を実施することが想定される。

ガイドラインの目次

- 1. はじめに
- 2. 基本的考え方及び全体像
- (1)基本的考え方
- (2)広域連合等における納付金と標準保険料率について
- (3)算定の流れの全体像
- 3. 医療分の納付金算定
- (1)保険料収納必要総額の算出
- (2)納付金の算定
- (3)標準保険料率の算定
- (4)退職被保険者等分の納付金
- 4. 後期高齢者支援金の納付金
- (1)保険料収納必要総額の算出
- (2)納付金の算定
- (3)標準保険料率の算定

- (4)退職被保険者等分の納付金
- 5. 介護納付金の納付金
- (1)保険料収納必要総額の算出
- (2)納付金の算定
- (3)標準保険料率の算定
- (4)退職被保険者等分の納付金
- 6. まとめ
- (1)総論
- (2)激変緩和措置について
- 7. 各都道府県において予め決定すべき算定方針及び係数
- (1)基礎的な算定方針について
- (2)主に納付金の算定に必要な係数、方針
- (3)主に標準保険料率の算定に必要な係数、方針
- 8. 国が示すべき係数

(1)納付金の原則的考え方

○ 納付金は医療費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分にそれぞれわけて算定を行い、最後に合算した額 が当該市町村の納付金総額となる。それぞれ以下の調整機能を担う。

	全体調整	個別調整
医療費分	年齢調整後の医療費水準、所得水準による調整	その他特別な事情を考慮
後期高齢者支援金分、介護納付金分	所得水準による調整	_

○ ある年度の納付金を一度算定し市町村への割当額を確定させた後は、市町村の国保運営の安定化のため、 当該年度途中は割当額の修正、精算等を行わないことを原則とする。

(2)納付金算定の手順(医療費分)①

(納付金総額の算定)

- 〇 まずは、納付金で集めるべき総額を算定。医療給付費の見込みから、前期高齢者交付金や定率国庫負担などの公費等の見込みを差し引くことで、当該都道府県全体で集めるべき納付金の総額(納付金算定基礎額)を 算出。
- 年齢調整後の医療費水準及び所得水準に応じて納付金算定基礎額を市町村ごとに配分する。これにより、 納付金額の算定にあたっては、原則として同じ医療費水準(年齢調整後)である市町村は同じ保険料水準とな る。また、各市町村ごとの合計額が納付金算定基礎額と等しくなるよう調整を行う。

(2)納付金の算定の手順(医療費分)②

(医療費水準による調整)

- 医療費分の納付金については年齢調整後の医療費水準により調整を行い、当該水準を反映させた納付金 の配分とすることが原則となるが、都道府県内で統一の保険料率を設定する観点から、当該調整は反映させ ないようにすることも可能。
 - ※ α (医療費水準調整指数)=1の時、年齢調整後の医療費水準を納付金の配分に全て反映。
 - ※ α = 0の時、医療費水準を納付金の配分に全く反映させない(都道府県内統一の保険料率)。
- 医療費のうち高額なものについては、高額医療費負担金による国と都道府県による補助があることから、各市町村分の金額を算出した後に、個別に各市町村の該当する医療費の多寡により、調整を行う。

(所得水準による調整)

- 納付金で集めるべき総額のうち、およそ半分を市町村の所得のシェアに応じて配分、残りを市町村の被保険者数のシェアにより配分。その比率については、当該都道府県の所得水準に応じて決定する。
 - ※ β (所得水準調整指数):1で上記比率を決定。所得水準が、全国平均なみの都道府県の場合、 β (所得水準調整係数)=1とし、納付金で集めるべき総額のうち半分が所得のシェアによる配分となる。所得水準が高い場合には β が1より大きくなり、所得シェアにより行う配分の比率が、被保険者数のシェアにより行う比率よりも高くなる。

(個別の調整)

- 上記の調整により各市町村ごとの納付金基礎額を算出した後に、審査支払手数料や財政安定化基金の返済分などについて各市町村ごとに調整を行い、各市町村の納付金を算定する。
 - ※ 退職被保険者等に関しては市町村標準保険料率に基づき必要となる納付金の額を別途計算し、一般分の納付金額に最後に加算する。

(3)標準保険料率の原則的考え方

○ 標準保険料率は医療費分、後期高齢者支援金分、介護分の納付金額に応じてそれぞれ分けて算定する。 その際、下記の3つの保険料率を算定する。

	全体調整
都道府県標準保険料率	全国統一の算定基準による当該都道府県の保険料率の標準的な水準を表す
市町村標準保険料率	都道府県内統一の算定基準による市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す
各市町村の算定基準にも とづく標準的な保険料率	各市町村に配分された納付金を支払うために必要な各市町村の算定基準にもとづく保険料率

(4)標準保険料率の算定の手順(医療費分)

(納付金額からの調整)

○ 医療分の納付金額から、保険者支援制度や国の特別調整交付金など当該市町村に交付されることが見込まれる公費を差し引くと同時に、保健事業や出産育児一時金など、保険給付費等交付金の対象となっていない費用については、各市町村個別に、それぞれの納付金額に加算し、標準保険料率の算定に必要な保険料総額を算出する。

(収納率による調整)

○ 標準保険料率の算定に必要な保険料総額を都道府県が定める標準的な収納率で割り戻して調整した後に、 当該市町村の被保険者数や総所得をもとに、各算定基準に基づき、標準保険料率を算定する。

(5)その他特別なルール

都道府県が市町村との協議の場において予め各市町村の意見を伺った上で、下記のような調整を行うことを可能な仕組みとしている。

(激変緩和措置)

- 納付金の仕組みの導入等により、「各市町村が本来集めるべき1人あたり保険料額」が変化し、被保険者の保険料負担が上昇する場合に対応するため、下記のような激変緩和の仕組みを設ける。
 - ①納付金の算定方法(α 、 β)を段階的に変化させることで納付金額を調整する。
 - ②都道府県繰入金による個別の調整を行い標準保険料率を変化させる。
 - ③特例基金を活用し、納付金総額を調整する(平成30~35年度)。

(都道府県で統一の保険料率)

- 医療費水準を納付金に反映させないことで、都道府県で統一の保険料率となるように、各市町村の納付金額 を調整する。
 - ※ この他、二次医療圏ごとに統一の保険料率にする、医療費の高額部分については都道府県内共同で負担するといった仕組みも用意。

(保険給付費等交付金の範囲の拡大)

〇 都道府県で統一の保険料率を目指す都道府県を念頭に、医療給付分に限られる保険給付費等交付金の範囲を保健事業や出産育児一時金等にも拡大し、そのため納付金として集めるべき総額についても拡大する。

※ その他の留意事項

○ 国は納付金・標準保険料率の算定に必要な係数を各都道府県に提示することとし、各都道府県は、上記係数を活用しつつ、都道府県の実情も踏まえ算定することとなる。

Ⅱ. 新たな財政運営の仕組み

- 1 都道府県を財政運営主体とする新たな仕組みの概要
- 2 納付金・標準保険料率の算定方法(ガイドライン)
- 3 保険者努力支援制度

保険者努力支援制度(案)

概要•規模

(概要)

〇医療費適正化への取組や国保固有の構造問題への対応等を通じて保険者機能の役割を発揮してもらう観点から、 適正かつ客観的な指標(後発医薬品使用割合・収納率等)に基づき、保険者としての努力を行う都道府県や市町村に対し 支援金を交付することで、国保の財政基盤を強化する。

(規模)

700~800億円程度

項目 算定方法

(指標)

- 〇保険者努力支援制度に基づく支援金については、保険者の努力を判断する指標を踏まえて交付額を加算する。
- 〇指標については、「保険者による健診・保健指導等に関する検討会」において示される保険者種別毎の共通の指標の他、 あるべき医療提供体制を考える都道府県が適正化計画等に定める目標についても都道府県の取組として勘案して加算 の対象とする。また、収納率等、構造問題への対応分についても加算の対象とすることとする。

⇒指標イメージ

	都道府県に対する財政支援の努力の指標(例)		市町村に対する財政支援の努力の指標(例)
*	指標A 指標B 等	*	指標C 指標D 等

(算定方法)

〇都道府県、市町村ごとに基礎点を定め、<u>指標に基づき点数を加算</u>した後、被保険者規模をかけることで、自治体ごとの点数を求める。

経済財政運営と改革の基本方針2015(平成27年6月30日閣議決定) 【抜粋】

第3章「経済・財政一体改革」の取組一「経済・財政再生計画」-

- 5. 主要分野ごとの改革の基本方針と重要課題
- [1] 社会保障

(略)

(インセンティブ改革)

全ての国民が自らがんを含む生活習慣病を中心とした疾病の予防、合併症予防を含む重症化予防、介護予防、後発医薬品の使用や適切な受療行動をとること等を目指し、特定健診やがん検診の受診率向上に取り組みつつ、個人や保険者の取組を促すインセンティブのある仕組みを構築することが重要である。

このため、保険者については、国民健康保険において、保険者努力支援制度の趣旨を現行補助制度に前倒しで 反映する。その取組状況を踏まえ、2018 年度(平成30 年度)までに保険者努力支援制度のメリハリの効いた運用 方法の確立、国民健康保険料に対する医療費の地域差の一層の反映、後期高齢者支援金の加算・減算制度の運 用面での強化、医療保険の審査支払機関の事務費・業務の在り方など、保険者における医療費適正化に向けた取 組に対する一層のインセンティブ強化について制度設計を行う。

個人については、健康づくりの取組等に応じたヘルスケアポイント付与や保険料への支援になる仕組み等の個人に対するインセンティブ付与を行うことにより、国民一人ひとりによる疾病予防、健康づくり、後発医薬品の使用、適切な受療行動を更に促進する。また、個人の健康管理に係る自発的な取組を促す観点から、セルフメディケーションを推進する。

要介護認定率や一人当たり介護給付費の地域差について、高齢化の程度、介護予防活動の状況、サービスの利用動向や事業所の状況等を含めて分析し、保険者である市町村による給付費の適正化に向けた取組を一層促す観点から、制度的な対応も含めた検討を行う。

民間事業者の参画も得つつ高齢者のフレイル対策を推進する。「がん対策加速化プラン」を年内をめどに策定し、がん対策の取組を一層推進する。

||||||||||健康なまち・職場づくり宣言2020 |||



- 宣言 予防・健康づくりについて、一般住民を対象としたインセンティブを推進する自治体を800市町村以上とする。
- 宣言 2 かかりつけ医等と連携して生活習慣病の重症化予防に取り組む自治体を800市町村、 広域連合を24団体以上とする。その際、糖尿病対策推進会議等の活用を図る。
- 予防・健康づくりに向けて47都道府県の保険者協議会すべてが、 地域と職域が連携した予防に関する活動を実施する。
- 宣言 🚄 健保組合等保険者と連携して健康経営に取り組む企業を500社以上とする。
- 宣言 5 協会けんぽ等保険者のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業を1万社以上とする。
- 加入者自身の健康・医療情報を本人に分かりやすく提供する保険者を原則100%とする。 その際、情報通信技術(ICT)等の活用を図る。
- 宣言 7 予防・健康づくりの企画・実施を提供する事業者の質・量の向上のため、認証・評価の仕組みの構築も視野に、 保険者からの推薦等一定の基準を満たすヘルスケア事業者を100社以上とする。
- 宣言 8 品質確保・安定供給を国に求めつつ、 すべての保険者が後発医薬品の利用勧奨など、使用割合を高める取り組みを行う。

今後の保険者における予防・健康づくり等の取組の推進に当たって共通的に評価する指標 (保険者による健診・保健指導等に関する検討会での取りまとめ 28年1月6日)

- 「保険者による健診・保健指導等に関する検討会」において、今後、保険者が種別にかかわりなく共通的に推進すべき取組について検討し、検討会として以下のとおり取りまとめ。
- 下記を指針とし、今後、保険者種別ごとに具体的なインセンティブの指標や制度の詳細について検討を進める。

(1) 予防・健康づくりに係る指標

【指標①】特定健診・特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率

○ 特定健診・特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率、健診未受診者・保健指導未利用者対策

【指標②】特定健診に加えて他の健診の実施や健診結果等に基づく受診勧奨等の取組の実施状況

○ がん検診や歯科健診などの 検(健)診の実施、健診結果等に基づく受診勧奨や精密検査の必要な者に対する働きかけ、歯科のリスク保有者への保健指導等の取組の実施状況

【指標③】糖尿病等の重症化予防の取組の実施状況

○ 糖尿病等の治療中断者への働きかけや、治療中の加入者に対して医療機関等と連携して重症化を予防するための保健指導等を実施 する取組

【指標④】広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組の実施状況

O ICT等を活用して本人に分かりやすく健診結果の情報提供を行うことや、ヘルスケアポイント等による予防・健康づくりへのインセンティブ付与の取組のうち、実効性のあるもの

(2) 医療の効率的な提供への働きかけに係る指標

【指標⑤】加入者の適正受診・適正服薬を促す取組の実施状況

○ 地域の医療関係者等との連携の下、重複頻回受診者、重複服薬・多剤投与と思われる者への訪問指導 の実施や、訪問による残薬確認・指導等の取組

【指標⑥】後発医薬品の使用促進に関する取組の実施状況

○ 後発医薬品差額通知の実施や後発医薬品の希望カードの配付など、実施により加入者の後発医薬品の使用を定着・習慣化させ、その後の後発医薬品の継続使用に資するもの。具体的な評価基準としては、加入者に対する取組の実施割合、後発医薬品の使用割合・伸び率等としていくことが考えられる。

Ⅲ. 改革後の国保事務の運営

- 1 国保運営方針の策定プロセスとポイント
- 2 国保運営協議会
- 3 地域包括ケアシステムの構築

- <u>都道府県は</u>、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保のため、<u>都道府県内の統一的な運営方針</u> としての国保運営方針を定め、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進する。
 - ※1 都道府県は、<u>あらかじめ連携会議で市町村の意見を聴いた上で</u>、都道府県に設置する<u>国保運営協議会</u> での議論を経て、地域の実情に応じた国保運営方針を定める。
 - ※2 <u>厚生労働省</u>は、地方と協議をしつつ国保運営方針の<u>ガイドラインを作成</u>し、都道府県へ示す予定。

■ 主な記載事項

〈必須事項〉

- (1) 国保の医療費、財政の見通し
- (2) 市町村の保険料の標準的な算定方法に関する事項
 - ・標準的な保険料の算定方式、市町村規模別の標準的な収納率 等
- (3) 保険料の徴収の適正な実施に関する事項
 - ・複数の自治体による滞納整理事務の共同実施、収納担当職員に対する研修会の共同実施 等
- (4) 保険給付の適正な実施に関する事項
 - ・ 海外療養費の審査等の専門的な知見を要する事務の共同実施、保険医療機関による大規模な不正請求 が発覚した場合における不正利得の回収に関する事項等

〈任意項目〉

- (5) 医療費適正化に関する事項
 - ・後発医薬品の使用促進に関する事項、医療費通知の共同実施等
- (6) 市町村が担う事務の効率化、広域化の推進に関する事項
- (7) 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項
- (8) 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整

(1)市町村国保の現状と課題

- 〇 国保には、小規模保険者が多数存在し、財政が不安定になりやすい等の<u>財政運営上の構造的な課題</u>や、市町村ごとに事務処理の実施方法にばらつきがある等の事業運営上の課題がある。
- こうした課題に対し、これまで、公費投入、保険者間での財政調整、保険者事務の共通化・共同実施・広域化な どによって対応してきたが、いまだ十分とはいえない。



(2) 改正法による国保の都道府県単位化

〇 こうした現状を改善するため、国民健康保険への<u>財政支援の拡充</u>を行うとともに、平成30年度から、<u>都道府県が、国民健康保険の財政運営の責任主体</u>として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの事業運営において中心的な役割を担うことにより、国民健康保険制度の安定化を図ることとされた。

(3)国保運営方針の必要性

- 新制度においては、都道府県が財政運営の責任主体となるほか、<u>市町村においても</u>、資格管理、保険給付、保 険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととされている。
- そこで、新制度においては、<u>都道府県とその県内の各市町村が一体となって保険者の事務を共通認識の下で実施</u>するとともに、<u>各市町村が事業の広域化や効率化を推進</u>できるよう、都道府県が県内の統一的な国民健康保険の運営方針を定める必要がある。
 - ※ 改正法の施行日は平成30年4月1日であるが、改正法附則第7条において、都道府県は、施行日の前日までに国保運営方針を定めることとされている。このため、各都道府県においては、地域の実情に応じ、市町村等との連携会議や国保運営協議会を前倒しで設置して検討を行うなど、国保運営方針を定めるための準備を速やかに行い、平成29年度内に策定していただく必要がある。

- 国保運営方針の策定に当たっては、①<u>都道府県・市町村が保険者として目指す方向性について認識を共有</u>すること、 ②被保険者、療養担当者、公益、被用者保険等の<u>関係者の意見を聴く</u>ことが重要であり、<u>策定後も定期的な検証・</u> <u>見直し・改善</u>をしていくことが重要。このため、以下の手順を基本として、地域の実情に応じて策定を行う。
 - ① 市町村等との連携会議の開催

連携会議では、都道府県の関係課室、市町村の国保担当部局等、 国保連、その他の関係者による意見交換、意見調整を行う。国保運営方針案の議決を行う場ではない。

- ② 国保運営方針案を作成、市町村へ意見聴取
 - 都道府県は、連携会議とは別に、当該都道府県内のすべての市町村に対し、国保運営方針案について意見を求めなければならない。 (法82条の2第6項)
- ③ 都道府県の国保運営協議会で審議、諮問・答申
 - 報道府県の国保運営協議会は、地方自治法第138条の4第3項に基づく都道府県の執行機関の付属機関と して位置づけられる。
- ④ 都道府県知事による国保運営方針の決定
 - 国保運営方針は、都道府県の国保運営協議会の答申を判断資料として都道府県知事が決定するが、国保 運営協議会の意見は、法的に知事を拘束するものではない。
- ⑤ 国保運営方針の公表
 - 法第82条の2第7項に基づき、都道府県は遅滞なく公表するよう努めるものとする。公表の方法は、都道府 県のホームページや公報による公示などが考えられる。
- ⑥ 事務の実施状況の検証、国保運営方針の見直し

見直しの手順は①~⑤までと同様。少なくとも3年ごとに検証を行い、必要に応じて見直すことが望ましい。

(1)国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

(医療費の動向と将来の見通し)

- 都道府県全体の国民健康保険における医療費の動向や、市町村ごとの保険料水準、財政状況の現況など のほか、将来の国民健康保険財政の見通しについても記載する。
 - ※ 医療費適正化計画においては、現在、第三期医療費適正化基本方針の策定に向けて、医療費の推計方法の見直しを検討中であり、 国保運営方針においてその推計方法を参考とすることも考えられる。

(財政収支の改善に係る基本的な考え方)

- 国保財政を安定的に運営していくためには、国民健康保険特別会計の収支が均衡していることが重要。
- 国民健康保険特別会計において、解消又は削減すべき対象としての法定外の一般会計繰り入れとは、法定 <u>外の一般会計繰入のうち①決算補填等を目的としたものを指すもの</u>であり、②保健事業に係る費用について の繰入れなどの決算補填等目的以外のものは、必ずしも解消・削減すべきとまでは言えないものである。

(赤字解消・削減の取組、目標年次等)

- 決算補填等を目的とする一般会計繰入や前年度繰上充用について、収納率の向上や医療費適正化の取組 にあわせ、計画的・段階的な解消が図られるよう、実効性のある取組を定めること。
- 赤字市町村については、赤字についての要因分析、必要な対策の整理を行うこと。これを踏まえ、都道府県は、<u>市町村ごとの赤字の解消又は削減の目標年次及び赤字解消に向けた取組を定める</u>こと。
 - ※ 赤字解消・削減の取組や目標年次は、新制度の納付金、標準保険料率、公費等を勘案し、平成30年度から設定することが望ましい。
 - ※ また、赤字の解消又は削減は、原則として赤字発生年度の翌年度に解消を図ることが望ましいが、単年度での赤字の解消が困難な場合は、例えば、5年度以内の計画を策定し、段階的に赤字を削減し、できる限り赤字を解消するよう努めるものとするなど、市町村の実態を踏まえて、その目標を定めること。

(2)市町村における保険料の標準的な算定方法に関する事項

(標準的な保険料算定方式)

- 年齢構成の差異の調整後の医療費水準が同じ市町村であれば、同じ応益割保険料の標準保険料率となることを基本に、各市町村の実態も踏まえて、市町村における標準的な保険料算定方式を定めること。
 - ※ 標準保険料率の算定に当たって必要な国保事業費納付金の算定に関連する項目についてもあわせて定めることが考えられ、 具体的には、
 - ・ 標準的な保険料算定方式について、2方式、3方式又は4方式のいずれの方式を採るか
 - ・ 標準的な保険料の応益割と応能割の割合をどの程度にするか
 - ・ 所得割と資産割、均等割と平等割の割合をそれぞれどの程度にするか
 - ・標準保険料率の算定に必要な国保事業費納付金(以下「納付金」という。)の算定に当たって、医療費水準をどの程度反映するか(α をどのように設定するか)
 - 各市町村の所得のシェアを各市町村の納付金にどの程度反映するか(βをどのように設定するか)
 - ・ 賦課限度額をどのように設定するか

等について定めることが考えられる(医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分についてそれぞれ定めることが考えられる。)。

(標準的な収納率)

- 標準的な収納率の算定に当たっては、各市町村の収納率の実態を踏まえた実現可能な水準としつつ、かつ、 低い収納率に合わせることなく、例えば、保険者規模別や市町村別などにより適切に設定すること。
 - ※ 各市町村が目指すべき収納率目標については、これとは別に定める必要があることに留意。

(3)市町村における保険料の徴収の適正な実施に関する事項

(収納対策)

- 都道府県は、各市町村における収納率を向上させる観点から、**収納率目標を定める**こと。収納率目標の設定に当たっては、標準的な収納率や各市町村の収納率の実態を踏まえつつ、かつ、低い収納率に合わせることなく、例えば、保険者規模別や市町村別などにより適切に設定すること。
- 収納率が低く、収納不足が生じている市町村は、収納不足についての要因分析、必要な対策の整理を行うこと。これを踏まえ、都道府県は、収納対策の強化に資する取組を定めること。
 - ※ 収納対策の強化に資する取組としては、例えば、収納担当職員に対する研修会の実施、徴収アドバイザーの派遣、複数の自治体による滞納整理事務の共同実施への支援等がある。

(4)市町村における保険給付の適正な実施に関する事項

(都道府県による保険給付の点検、事後調整)

○ 平成30年度以降、都道府県は、広域的又は専門的な見地から、法第75条の3等の規定に基づく市町村が行った保険給付の点検等(例えば海外療養費等)や、法第65条第4項に基づき、市町村の委託を受けて行う不正請求等に係る費用返還を求める等の取組を行うことも可能となるため、こうした取組の具体的内容について定めること。

(その他の保険給付の適正な実施に関する取組)

○ 療養費の支給の適正化、レセプト点検の充実強化、第三者求償や過誤調整等の取組強化、高額療養費の多数回該当の取扱い等の保険給付の適正な実施に関する取組について定めること。

(5)医療費の適正化に関する事項

(医療費の適正化に向けた取組)

○ 取組の進んでいる市町村の好事例の横展開等、医療費適正化対策の充実強化に資する取組を定めること。 また、データヘルス計画に基づくPDCAサイクルにより、効果的・効率的に保健事業を実施すること。

(医療費適正化計画との関係)

○ 医療費の適正化に関する事項を定めるに当たっては、都道府県医療費適正化計画に定められた取組の内容との整合を図るとともに、その内容のうち保険者として取り組む内容は、国保運営方針にも盛り込むこと。

(6)市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項

(広域的及び効率的な運営の推進に向けた取組)

〇 都道府県は、市町村の意向・要望を聴取した上で、市町村が担う事務の共通化、収納対策や医療費適正化対策の共同実施、職員に対する研修会の実施等の取組を定めること。

(7)保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策と連携に関する事項

(保健医療サービス・福祉サービス等との連携)

- 都道府県は、従来から広域的な立場から医療提供体制の確保や、保健医療サービス、福祉サービスなどを推進する上で役割を果たしてきており、今回、国保の財政運営の責任主体として保険者の役割を担うことで、医療はもちろんのこと、保健・福祉全般にわたって目配りをしながら施策を推進することが可能となる。
- このため、都道府県は、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の重要性に留意し、保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関連施策との有機的連携に関する取組を定めること。

(8)施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整

- 〇連携会議の開催、連携会議の中で必要に応じて開かれる作業部会の開催、収納対策や医療費適正化対策、 保健事業に関する研修会の実施など、関係市町村相互間の連絡・調整を行うための措置を定めること。
- 〇日頃からこのような関係市町村相互間の連絡調整体制を確保し、国保運営方針の実施状況の定期的な検証 や見直しを行うこと。

※ その他の留意事項

(国保運営方針の名称)

○ 名称は「○○県国民健康保険運営方針」とすることが望ましいが、これ以外の名称であっても差し支えない。

(国保運営方針の対象期間)

○ 対象期間は、特段の定めはないが、例えば、都道府県介護保険事業支援計画の改訂周期が3年とされており、医療計画もこれに合わせて6年間の中間年に必要な見直しを行うこととされていることなどを踏まえ、平成30年度からの3年間とするなど、地域の実情に応じて複数年度にわたるものとすることが望ましい。

Ⅲ. 改革後の国保事務の運営

- 1 国保運営方針の策定プロセスとポイント
- 2 国保運営協議会
- 3 地域包括ケアシステムの構築

法律上の国民健康保険運営協議会(都道府県、市町村)の位置付け

都道府県に設置される 国保運営協議会

市町村に設置される国保運営協議会

主な審議事項	国保事業費納付金の徴収国保運営方針の作成その他の重要事項
委員	 被保険者代表 保険医又は保険薬剤師代表 公益代表 被用者保険代表 (*)「国民健康保険の見直しについて(議論のとりまとめ)」(平成27年2月12日国保基盤強化協議会)より

主な審議事項	・保険給付 ・保険料の徴収 その他の重要事項
委員	・被保険者代表 ・保険医又は保険薬剤師代表 ・公益代表 ・被用者保険代表(任意)

(参考)改正後の国民健康保険法(抜粋)

(国民健康保険事業の運営に関する協議会)

- 第11条 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、…(略)…国民健康保険事業費納付金の徴収、…(略)…都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。)を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 2 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、…(略)…<u>保険給付</u>、…(略)…<u>保険料の徴収その他の重要事項</u>に限る。)を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項(…(略)…) を審議することができる。
- 4 前三項に規定するもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

Ⅲ. 改革後の国保事務の運営

- 1 国保運営方針の策定プロセスとポイント
- 2 国保運営協議会
- 3 地域包括ケアシステムの構築

国保において行う地域包括ケアシステム構築に向けた取組

- ○国民健康保険においても、効率的な医療費の活用を進め、地域の住民が暮らしやすい体制を構築するために、地域に即した地域包括ケアシステムの構築に市町村保険者が積極的に関わることが期待される。
 ○国保として行う取り組みとしては例えば次のようなものが考えられる。
 - ①課題を抱える被保険者の把握と働きかけ
 - ・KDBデータなどを活用した包括ケア実現に向けた 事業等のターゲット層の洗い出し
 - ・洗い出された被保険者にお知らせ・保健師の訪問活動などにより働きかけ
 - ・リスクが高い者に係る情報の地域サービス関係者との共有、地域ケア会議などでの地域関係者との意見交換 など

②地域で被保険者を支える仕組みづくり

- ・地域で被保険者を支える仕組みづくりに向けた施 策・事業・人材などさまざまなレベルでの取り組みを 検討・実施
- ・健康教室等地域住民の参加するプログラムの開催、自主組織の育成
- ・介護保険で進められている日常生活支援事業、在 宅医療・介護連携など地域支援事業や介護保険事 業計画に基づく事業などへの参加・協力
- ・介護担当と協力した在宅医療体制の構築の支援、 総合的な医療・介護チームづくりなど

③地域で被保険者を支えるまちづくり

- ・医療・介護・保健・福祉・住まいなど暮らし全般を支えるための直面する課題、将来の地域の動向、必要なサービス・人材・資源、地域にある既存の資源、地域でできること、必要な仕掛けなどについて議論
- ・国保保険者として企画担当者・保健師が積 ^ヽ_、極的に参加 など

4国保直診施設の積極的活用

- ・国保直診施設において地域に不足する様々なサービスを実施
- ・地域のサービスのコーディネート役を担当
- ・地域づくりの司令塔の役割を担当 など

参考資料

28年度における都道府県・市町村の主な準備事務

都 道 府 県	市町村		
〇都道府県内市町村との協議の実施			
・市町村の国保運営の現状共有 ・納付金・標準保険料率試算のためのデータ等の収集 ・納付金・標準保険料率の仕組み(都道府県の算定方法等)についての議論 ・国保運営方針についての議論(保険者機能の強化等) ・事務処理等の標準化・効率化の検討 ・将来の国保財政・見通しについて議論(保険料水準、一般会計繰入の解消・縮減等) ※必要に応じWGを設置して議論			
〇条例改正(29年度改正に向けた準備含む)			
・国保運営協議会の設置・納付金の徴収・保険給付費等交付金の設計・財政安定化基金(・特別会計の設置)	・業務フローの見直し等による改正		
〇国保運営協議会(又はその前身となる機関)の前倒し設置	〇30年度以降のシステム対応の決定		
・委員の選定 ・協議の開始	・国が開発する市町村事務処理標準システムの導入の可否についての検討 ・自庁システムの改修		
〇納付金·標準保険料率試算			
・納付金試算のためのデータ等の収集(再掲)・試算の実施※28年秋に納付金算定標準システムの簡易版を配布	・納付金試算のためのデータ等の収集(再掲)		

国の調整交付金

改正後の国民健康保険法

(調整交付金等)

第72条

国は、都道府県等が行う国民健康保険について、<u>都道府県及び当該都道府県内の市町村の財政の状況その他の事情に応じた財政の調整を行うため</u>、政令で定めるところにより、都道府県に対して調整交付金を交付する。

現在

普通調整交付金

• 市町村間の所得水準を全国レベルで調整

特別調整交付金

•市町村の特別な事情を考慮

改革後

普通調整交付金

都道府県間の所得水準を全国レベルで調整 (都道府県内市町村間の所得水準は納付金で調整)

特別調整交付金

- ・都道府県の特別な事情を考慮
- 市町村の特別な事情を考慮
- ○国保改革により、財政調整機能の強化として、自治体の責めによらない要因に対応するため、特別調整交付金の財政支援を拡充する他、既存の特別調整交付金についても要件の見直しを行う。

都道府県繰入金(案)

- 現行制度では市町村へ交付金として交付される都道府県調整交付金は、改革後は、都道府県の一般会計から国保特別会計 への繰入金(医療給付費等の9%分)として繰り入れられた上で、その一部が国保保険給付費等交付金の一部として交付され ることとなる。
- ⇒ 今回の改革の趣旨に則して、現行の都道府県調整交付金の役割と、都道府県調整交付金配分ガイドラインの見直しが必要となる。

	現行	改革後
1号交付金	I 定率交付	⇒ 納付金の役割と重複しないよう、全て定率の扱いと
	Ⅱ 定率交付以外(所得水準等に応じて交付)	し、都道府県単位の納付金総額から控除する
2号交付金	I 保険者の責によらない医療費増、災害等	⇒ 国の新しい特別調整交付金との調整が必要
	Ⅱ 保険財政共同安定化事業の激変緩和	⇒納付金の仕組み導入に伴う激変緩和
	Ⅲ 保険料平準化を支援	⇒ 引き続き活用
	Ⅳ 医療費適正化のための事業実施	⇒ 引き続き活用
	V 医療費の適正化や収納率向上の成績評価	⇒ 保険者努力支援制度との整理が必要
	VI その他	

- 〇 現在、ガイドラインに定める1号交付金は、財政調整のため、定率または定率以外の方法により交付されているが、今後都道府県内市町村間の所 得水準等の調整は納付金の算定の過程で行われるため、2号交付金分を除いた金額については都道府県の納付金総額から差し引く(都道府県全 体の医療給付から差し引く)こととすることを基本とする(※)。
 - ※ 後期高齢者支援金、介護納付金にかかる都道府県繰入金は全額を納付金総額から差し引くことが基本となる。
- <u>2号交付金については引き続き、国保保険給付費等交付金の一部として、地域の特殊な事情に応じた調整として交付</u>し、受領した市町村は納付金の支払いに充てる(=保険料水準の抑制に充てる)こととする(医療費適正化のための事業実施分は別)。その際、<u>国保運営方針との整合性を確</u>保する必要がある。
- また、現行制度において、2号交付金は、保険財政共同安定化事業の激変緩和に活用されていることに鑑み、納付金の仕組みの導入により、<u>集め</u>るべき保険料総額が著しく増加する市町村に対し、激変緩和措置として、2号交付金分を活用することとする。
- 1号交付金と2号交付金の割合については、

 <u>各都道府県がその実情に応じ、連携会議にて市町村の意見を踏まえ検討</u>。

国民健康保険保険給付費等交付金(案)

- 国民健康保険保険給付費等交付金は下記2つの目的で交付される。
 - ①「保険給付の実施その他の国民健康保険事業の円滑かつ確実な実施」(普通給付分)
 - ②「当該都道府県内の市町村の財政状況その他の事情に応じた財政の調整」(特別給付分)

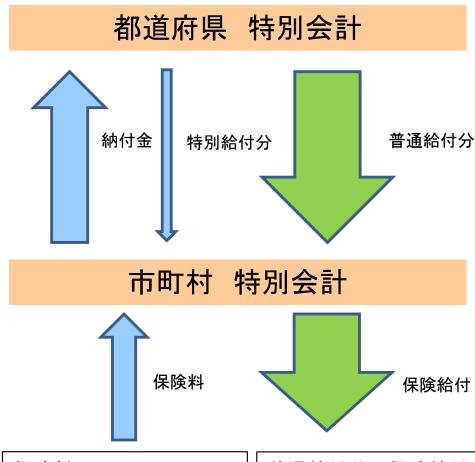
普通給付分

各市町村が保険給付に要した費用を全額交付 (療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、

原食の和り、八阮時長事原食質、八阮時生品原食質、 保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、 移送費、高額療養費、高額介護合算療養費)

特別給付分

- 市町村向けの国の特別調整交付金分
- ・都道府県繰入金の2号交付金分(激変緩和分を含む)
- •保険者努力支援制度分
- 特定健診費用の3分の2負担分
- ※都道府県で保険料率を一本化する場合には特別な調整が必要 となる。



保険料

=納付金-特別給付分 士その他調整 (その他公費、その他事業) 普通給付分=保険給付

国保会計の歳入・歳出の構成(案)

,				·	
	国	都道府県(一般会計)			一般会計)
歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出
	①定率国庫負担		③都道府県繰入金(1号)		
	②普通調整交付金		⑥高額医療費負担金(全体の1/4)		
	⑥高額医療費負担金(全体の1/4)		③都道府県繰入金(2号)		
	⑦保険者努力支援制度		④保険料軽減分(全体の3/4)		④保険料軽減分(全体の1/4)
	②特別調整交付金		⑤保険者支援制度(全体の1/4)		⑤保険者支援制度(全体の1/4)
	⑤保険者支援制度(全体の1/2)		⑧特定健診(全体の1/3)		
	⑧特定健診(全体の1/3)				
		都道府県((特別会計)	市町村(特別会計)
 		歳入	歳出	歳入	歳出
		①定率国庫負担		保険給付費等交付金(普通給付分)	医療給付費
		②普通調整交付金			
		②特別調整交付金(都道府県向け)			
		③都道府県繰入金(1号)			
		⑥高額医療費負担金(全体の1/2)			
		⑨前期高齢者交付金			
! !		⑦保険者努力支援制度(県向け)	介護納付金(支払基金宛)		
		⑩療養給付費等交付金	後期高齢者支援金(支払基金宛)		
		納付金	保険給付費等交付金(普通給付分)	保険料	納付金
		②特別調整交付金(市町村向け)	②特別調整交付金(市町村向け)	②特別調整交付金(市町村向け)	
		③都道府県繰入金(2号)	③都道府県繰入金(2号)	③都道府県繰入金(2号)	
				④保険料軽減分(全額)	
			<u> </u>	⑤保険者支援制度(全額)	
! !		⑦保険者努力支援制度(市町村向け)	⑦保険者努力支援制度(市町村向け)	⑦保険者努力支援制度(市町村向け)	
! !					
! !		⑧特定健診(全体の2/3)	⑧特定健診(全体の2/3)		
: 				市町村(保健事業)
: 			保険給付費等交付金(特別給付分)	歳入	歳出
				保険料(保健分)	保健事業
				②特別調整交付金(市町村向け、保健分)	
 				⑧特定健診(全体の2/3)	特定健診費用
	ا			·	

※主な交付金・補助金について整理を行ったもの

納付金制度の対象範囲(案)

【納付金制度の対象】

対象に含む費用	対象に含まない費用
○医療給付費○後期高齢者支援金等○介護納付金○財政安定化基金交付の補填分(市町村分)○財政安定化基金貸付の返済分(都道府県・市町村)	○保健事業費○国保直診費用○条例減免等の地方単独事業○事務費

【都道府県における保険料収納必要総額の計算】

医療給付費

- 十 後期高齢者支援金等
- 十 介護納付金
- + 財政安定化基金(交付の補填分等)
- ▲ 定率国庫負担
- ▲ 普通調整交付金
- ▲ 特別調整交付金(市町村向けを除く)
- ▲ 都道府県繰入金(市町村向けを除く)
- ▲ 高額医療費負担金(特別高額医療費を含む)
- ▲ 保険者努力支援制度(市町村向けを除く)
- ▲ 前期高齢者交付金

保険料収納必要額

【各市町村において保険料収納必要額から差し引く公費】

- 〇 保険給付費等交付金
 - 市町村向け特別調整交付金相当分
 - 市町村向け都道府県繰入金相当分
 - •市町村向け保険者努力支援制度相当分
- 〇保険基盤安定繰入金(保険料軽減分)※
- 〇保険基盤安定繰入金(保険者支援制度分)

医療費に係る納付金の計算方法(案)

納付金算定の仕組みを数式にした場合のイメージ(高額医療費等について加味)

市町村の納付金の額=(都道府県での必要総額) $\times \{\alpha \cdot (年齢調整後の医療費指数-1)+1\}$

 $\times \{\beta \cdot (所得(応能)のシェア) + (人数(応益)のシェア)\}/(1+\beta)$

- ×γ
- 高額医療費負担金調整
- + 地方単独事業の減額調整分
- + 財政安定化基金の返済分・補填分 等
- ※1 α は医療費指数をどの程度反映させるかを調整する係数 $(O \le \alpha \le 1)$ $\alpha = 1$ の時、医療費水準を納付金額に全て反映。 $\alpha = 0$ の時、医療費水準を納付金額に全く反映させない(都道府県内統一の保険料水準)。
- ※2 βは所得のシェアをどの程度反映させるかを調整する係数であり、都道府県の所得水準に応じて設定することを原 則とする。
- ※3 都道府県で保険料率を一本化する場合に、例外的に、収納率の多寡で保険料率が変化しないよう収納率の調整を 行うことも可能とする仕組みとする。
- ※4 γは市町村の納付金額の総額を都道府県の必要総額に合わせるための調整係数
- ※5 後期高齢者支援金、介護納付金に係る費用については別途所得調整を行う算式により計算した後に納付金額に加算することとする。

医療費水準の調整方法(案)

医療費水準の調整方法は、データの取得方法などの実務面での対応や調整の性格等を考慮して以下のような扱いとする。

①「5歳階級別」の「全国平均の1人あたり医療費」を各市町村の年齢構成に当てはめて1人あたり医療費を算出することで、「当該市町村の各年齢階級別の1人あたり医療費が全国平均であった場合の1人あたり医療費(A)」を算出する。



②「当該市町村の各年齢階級別の1人あたり医療費が全国平均であった場合の1人あたり医療費(A)」と「当該市町村の 実績の1人あたり医療費(B)」を比較する(BをAで除する)ことで、「年齢調整後の医療費水準(C)」を算出「間接法」。



③直近3年分の「年齢調整後の医療費水準(C)」を算出後に平均して「複数年平均の数値(D)」を求める。

_			
(1)	全国平均1人あたり医療費		
	0~4歳	21.2万円	
	5~9歳	10.7万円	_
	•••		
	70~74歳	55.3万円	

	A市の年齢構成割合		
	0~4歳	0.5%	
$\overline{}$	5~9歳	0.6%	
		•••	
\downarrow	70~74歳	24.5%	

「当該市町村の医療費が全国平均 であった場合の1人あたり医療費(A)」(ex.)33.4万円 (<u>2</u>) 「当該市町村の実績の1人あたり医療費(B)」

「当該市町村の各年齢階級別の1人あたり医療費が 全国平均であった場合の1人あたり医療費(A)」

= 「年齢調整後の医療費水準(C)」

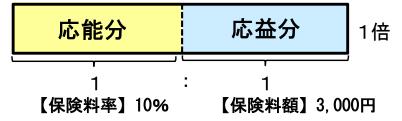
(ex.) 32.1万円
$$= 0.961$$

A市の「年齢調整後の医療費水準(C)」		
26年	0.988	
27年	0.983	
28年	0.961	
「複数年平均の数値(D)」	0.977	

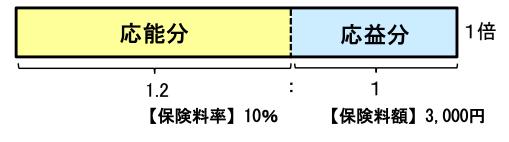
- ※①において、「各都道府県の医療費」ではなく、「全国平均の医療費」を用いることで、各都道府県がそれぞれ年齢階級別医療費を算出し、代入するという事務の簡素化が可能。「全国平均」と「当該県平均」の年齢階級別医療費の傾向が同じであれば、どちらを使用しても算出結果にさほど大きな違いはない(後掲)。
- ※②において、当該市町村の年齢別医療費を全国平均の年齢構成に代入して医療費水準を算出する場合[直接法]、小規模自治体においては、年齢階級に該当する被保険者数が少ないため、個別の事情により、医療費水準が影響されやすく、納付金額が不安定となるおそれ。
- ※③医療費を複数年で平均してから、年齢調整を行うことも考えられるが、直近の年齢構成の実情が過大に反映されやすく、毎年の変動も大きくなるため、各年度において年齢調整を実施してから、複数年平均を行う。
- ※医療費が対象とする範囲については、公平性と実務面での有効性を考慮しながら引き続き検討する。

<所得水準が保険料に与える影響(医療費水準が同じ場合)>

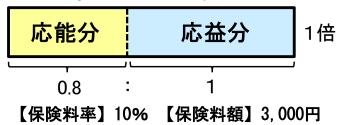
- O <u>年齢構成の差異の調整後の医療費水準が同じ市町村であれば同じ保険料水準となる</u>。(所得水準の高い市町村ほど納付金の額のうち応能割保険料分の割合が大きくなる)
- 所得水準が県内平均の市町村 ※)



■ 所得水準が高い市町村(県内平均の1.2倍)

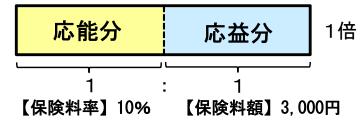


■ 所得水準が低い市町村(県内平均の0.8倍)

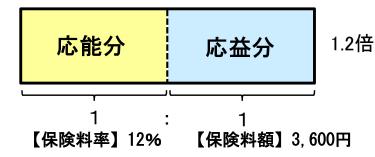


〈医療費水準が保険料に与える影響(平均的な所得の場合)〉

- <u>所得水準が同じ市町村であれば、年齢構成の差異の調整後の医療費水準の高い市町村ほど、保険料が高くなる</u>
- 医療費水準が県内平均の市町村 ※※)



■ 医療費水準が高い市町村(県内平均の1.2倍)

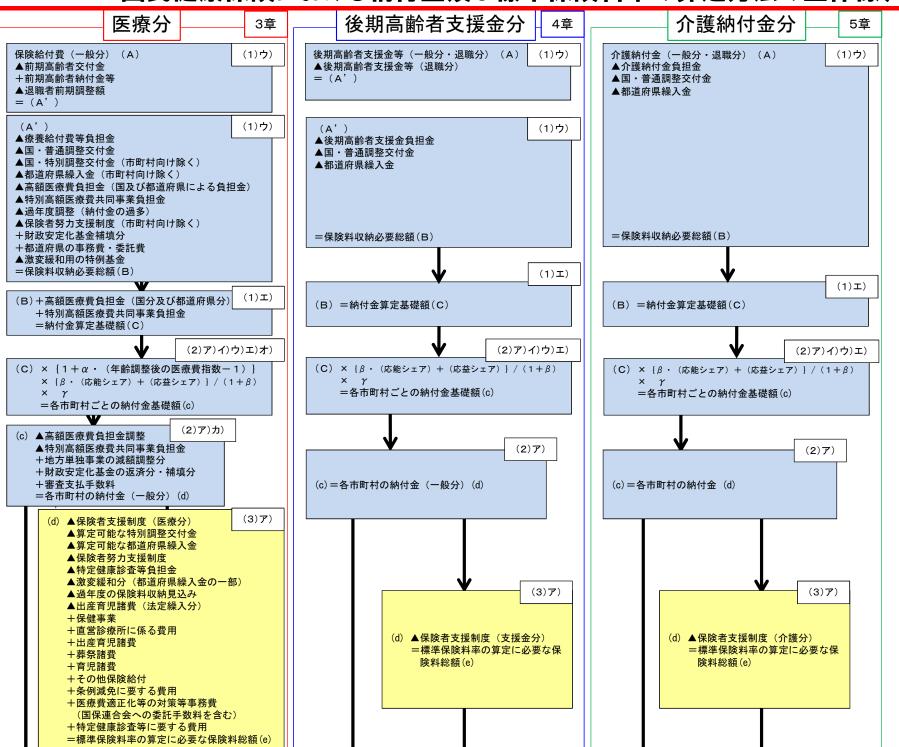


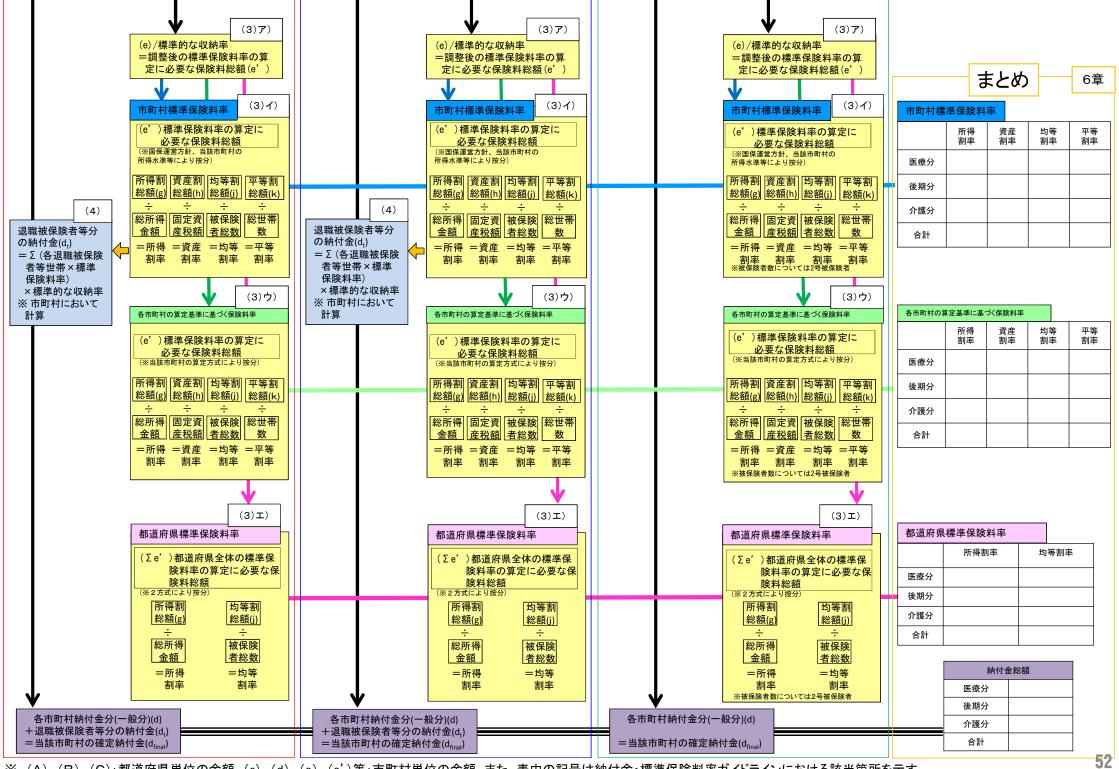
■ 医療費水準が低い市町村(県内平均の0.8倍)



※全国的にも平均的な所得水準の都道府県の場合

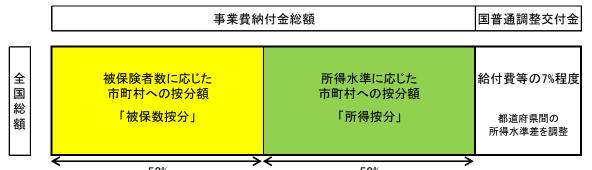
国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法の全体像(イメージ)





普通調整交付金及び国保事業費納付金による調整の仕組み(イメージ)①

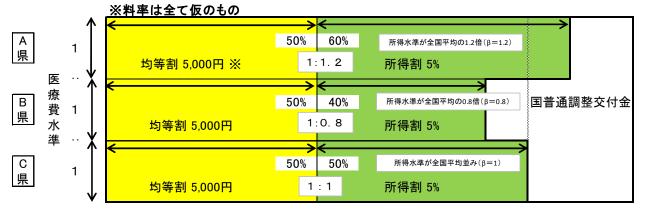
1 事業費納付金の全国ベースでの負担のイメージ



- ・事業費納付金の「被保数按分」と「所得按分」の比率は、 全国ベースで50:50
- ・国調整交付金は**都道府県間の所得水準を調整**する機能となる(同じ医療費水準であれば同じ保険料率となるように交付)。

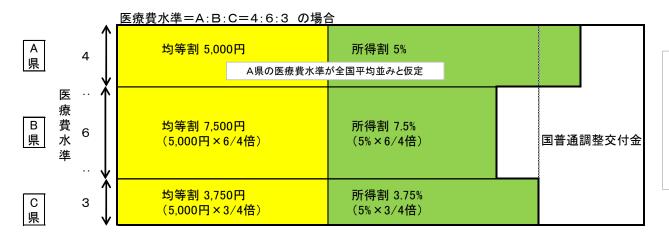
※個々で示している納付金総額は定率や前期高齢者交付金等の調整後(差し引き後)のベース

2 都道府県間の医療費水準が同じ場合の一人当たり負担のイメージ



- ・都道府県間の所得水準に応じて「**所得按分」の割合が** 変動する(全国平均並みの場合50%)
- ⇒つまり「50:50」の固定ではなく、全国ベースで変動する
- ・「被保数按分」の割合は変わらない
- ・都道府県間の<u>医療費水準が同じ</u>であれば、<u>同じ保険料</u> <u>率</u>となるように調整交付金が交付される

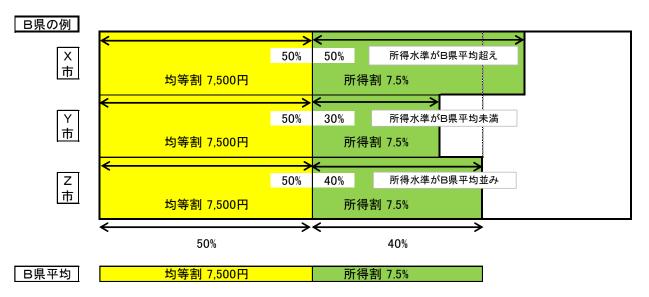
3 都道府県間の医療費水準が異なる場合の一人当たり負担のイメージ



- ・都道府県内の<u>医療費水準</u>に応じて、保険料率が増減する。(所得水準による増減はない)
- ・都道府県別の料率を比較することで、**都道府県間での** 保険料負担の見える化</u>を推進

普通調整交付金及び国保事業費納付金による調整の仕組み(イメージ)②

4 県内市町村での按分イメージ(市町村間での医療費水準を反映しない場合($\alpha = 0$))



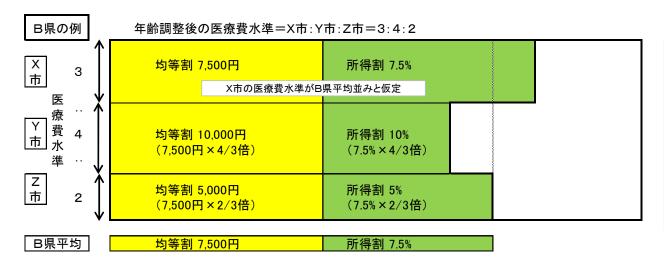
<所得水準による調整=横幅の調整>

B県内の市町村ごとの所得水準に応じて、「所得按分」 の規模(横幅)が変動する。

(全国平均並みの場合50%(β=1のため、1:1)、B県 平均並みの場合、この例ではβ=0.8のため1:0.8)

<年齢調整後の医療費水準による調整=高さの調整> 県内市町村ごとの「医療費水準」を反映しないこと で、B県内での統一保険料率となる (被保割・所得割ともに)。

5 県内市町村での按分イメージ(市町村間での医療費水準を反映する場合($\alpha=1$))



<所得水準による調整=横幅の調整>

B県内の市町村ごとの所得水準に応じて、「所得按分」 の規模(横幅)が変動する。

(全国平均並みの場合50%(β=1のため、1:1)、B県 平均並みの場合、この例ではβ=0.8のため1:0.8)

<年齢調整後の医療費水準による調整=高さの調整> 県内市町村ごとの「医療費水準(年齢構成調整後)」を 納付金に反映することで、年齢構成調整後医療費水準 に応じた保険料率となる(被保割・所得割ともに)。

- 現状、国保の保険料は様々な要因(※)により差異が生じているため、他の市町村の保険料水準との差を 単純に比較することは困難な状況。
 - ※ 市町村ごとに年齢構成や医療費水準に差があること、保険料の算定方式が異なること、決算補てん等目的の法的外繰入 を行っている市町村があること等
 - ⇒ 都道府県が市町村ごとの標準保険料率を示すことにより、<u>標準的な住民負担を見える化</u>。
 - ※ <u>将来的な保険料負担の平準化を進める観点</u>から、<u>都道府県は</u>、標準的な保険料算定方式や市町村規模別の標準的な収納率等に基づき、標準保険料率を算定することとする。

(イメージ) ※A市とB町が同じ所得水準である場合

都道府県	一人当た	り医療費	市町村	当該市町村の保険料算定方式で	実際の保険料率
標準保険料率	(年齢構成調整前)□	(年齢構成調整後)	標準保険料率	算出した場合	(市町村が決定)
所得割 8%	A市: 380,000円	A市: 400,000円	A市: 所得割 10% 均等割 50,000円	A市: 所得割 10% 均等割 50,000円	A市 所得割 10% 均等割 50,000円
均等割 40,000円	B町: 300,000円	B町: 240,000円 (A市の6割)	B町: 所得割 6% 均等割 30,000円 (A市の6割)	B町: 所得割 6% 均等割 23,000円 世帯割 10,000円	B町 所得割 5.8% 均等割 22,000円 力世帯割 9,000円

全国統一ルールで 算出した場合

年齢調整後の医療費水準に応じた負担

収納率向上等により、都道府県が示す数値より引き下げが可能

改革後の国保の保険料の考え方(案)

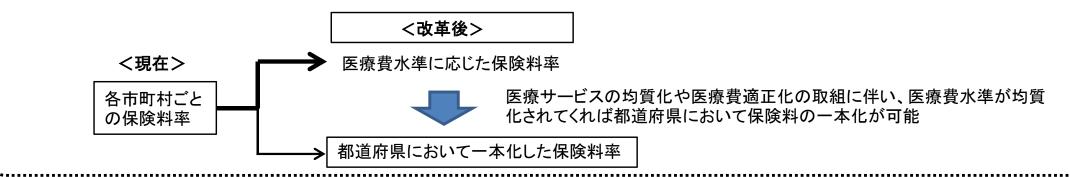
○ あるべき保険料率の考え方について

【年齢構成の差異を調整後の医療費水準に応じた保険料率】

- 各市町村の医療費適正化のインセンティブを確保することが 可能。
- 都道府県内市町村において医療費水準の格差が大きい場合には、医療費水準を反映しない場合、医療費水準の低い市町村の被保険者の納得が得られにくい(特に被保険者が受けられる医療サービスに差がある場合など)。

【都道府県において一本化した保険料率】

- 都道府県内の市町村間を被保険者が異動しても保険料率に変化がなく、被保険者にとって公平に感じられる。
- 都道府県が保険者になる趣旨からすると、保険料負担の平準 化が図られることが望ましい。
- 都道府県内市町村において医療費水準の格差が少ない場合に は、都道府県における保険料率の一本化が受け入れやすい。
- ⇒ 医療費水準の格差が大きい場合には原則として医療費水準に応じた保険料率とし、将来的に地域の事情を踏まえつつ都道府県において一本化した保険料率を目指すこととする。



〇 標準保険料率の果たすべき役割の整理

【各市町村が具体的に目指すべき値を示す】

- 保健事業や直診事業など市町村個別の事情を含めて算定する。
- 各市町村は激変緩和を考慮しつつ、示された標準保険料率を目指して保険料率を設定していく。

【医療費水準等を踏まえたあるべき保険料率の見える化を図る】

- 医療費実績に応じた保険料率を設定することで市町村間の比較可能性を高める。
- ⇒ 例えば、各市町村の年齢構成調整後の医療費指数と標準保険料率を あわせて公表することとする。

1. 趣旨

○ 財政の安定化のため、給付増や保険料収納不足により財源不足となった場合に備え、一般財源から の財政補填等を行う必要がないよう、<u>都道府県に財政安定化基金を設置し、都道府県及び市町村に対</u> し貸付・交付を行うことができる体制を確保する。

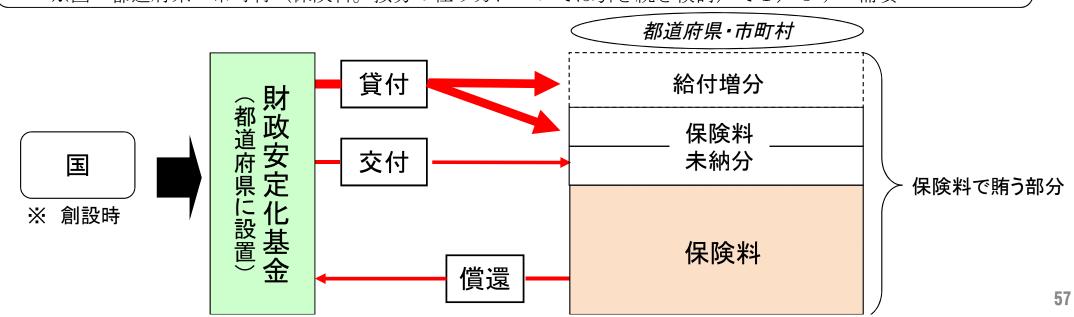
2. 内容

- 貸付・・・各年度、財源不足額を貸付。原則3年間で償還(無利子)
- 〇 <u>交付</u>・・・特別な事情が生じた場合、モラルハザードが生じないよう留意しつつ、財源不足額のうち保 険料収納不足額×1/2以内を交付

特別な事情に該当する場合 ・・・災害、景気変動等(詳細は、今後地方と協議の上、政省令で規定)

3. 基金規模等

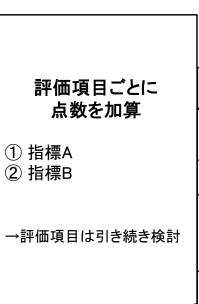
- 〇 <u>2,000億円規模</u>をめざし、<u>国費で創設・順次積増し</u>することとし、平成27年度は200億円、平成28年度 は約400億円(予算案)を措置。
- 〇 交付分に対する補填は各都道府県が決定。
 - ※国・都道府県・市町村(保険料。按分の在り方については引き続き検討)で1/3ずつ補填

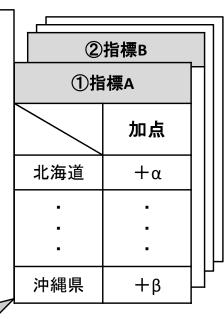


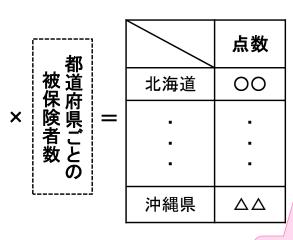
保険者努力支援制度の交付イメージ

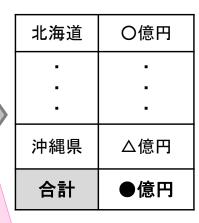
都道府県分

都道府県	基礎点
北海道	100
	 -
沖縄県	100





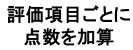




点数に応じて ●億円を按分

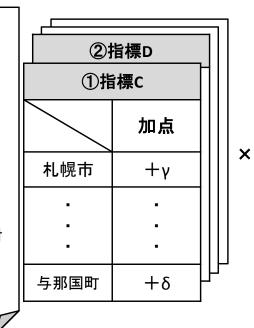
市町村分

市町村	基礎点
札幌市	100
- 1,716市 - -	<u></u> 町村 ・
与那国町	100



- ① 指標C
- ② 指標D

→評価項目は引き続き検討



※ 市町村分と都道府県の配分金額については 今後指標を見ながら検討

1			
		点数	
	札幌市	00	
: [•	
	与那国町	ΔΔ	/

被保険者数市町村ごとの

合計	●億円
与那国町	△億円
-	
札幌市	〇億円

点数に応じて ●億円を按分

保険者努力支援制度における算定・交付の考え方

算定

都道府県分

- ① 指標A
- ② 指標B

:

→評価項目は引き続き検討

市町村分

- ① 指標C
- 指標D

.

→評価項目は引き続き検討

- 主に都道府県の努力による もの
- 主に市町村の努力による もの

交付

	計 ××億円			
①都道府県分	②市田	②市町村分		
〇〇億円	A市	OĦ		
	B市	△円		
	C町	□円		
	-	-		
	•	•		
	•	•		
	Z村	◎円		
	合計	△△億円		



納付金総額を減らすことで、 市町村の納付金額を減額 又は

都道府県の定める指標の努力 に応じて市町村に配分 (都道府県内再交付)

○ 定率補助(都道府県の努力を都道府県内市町村全体で按分) により市町村の負担軽減を行うことも可能であるが、都道府県が独自に定める指標の評価に基づいて、努力を行う市町村に重点配分することも可能とする仕組みを検討。



算定指標の努力に応 じて市町村に配分

○ 市町村分については、都道府県 から市町村への交付は、市町村 の努力に応じた算定基準に応じて 交付する。

保険者に対する予防・健康づくり等のインセンティブの見直し

○ これまでの検討会での指摘や日本再興戦略等を踏まえ、本年の医療保険制度改革関連法において、国保の保険者努力支援制度が創設されたこともあり、保険者種別それぞれの特性に応じた新たなインセンティブ制度に見直すこととした。

〈現行(~平成29年度)〉

保険者 種別	健康保険組合 + 共済組合	協会けんぽ	国保(市町村)	国保組合	後期高齢者医療 広域連合
手法	後期高齢者支援金の加算・減算制度			なし	
指標	特定健診・保健指導の実施率				

〈見直し後(平成30年度~)〉

保険者 種別	健康保険組合 ・共済組合	協会けんぽ	国保(都道府県 ·市町村)	国保組合	後期高齢者医療 広域連合
手法	加算・減算制度の見直し		保険者努力支援制度を 創設		各広域連合の取組等 を特別調整交付金に 反映
指標	保険者種別共通の項目を討	 设定			

- なお、指標の設定に当たっては、以下の附帯決議に留意する必要がある。
- ◎持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(各項目の具体的な基準や、保険者種別の特性を踏まえて追加する項目は保険者種別毎に設定)

参議院厚生労働委員会

- 一、国民健康保険について
 - 5 保険者努力支援制度の実施に当たっては、保険者の努力が報われ、医療費適正化に向けた取組等が推進されるよう、 綿密なデータ収集に基づく適正かつ客観的な指標の策定に取り組むこと。

医療費適正化計画における指標と保険者努力支援制度における指標との関係

- 次期医療費適正化計画では、現在、様々な分析を行っているところであり、今後、<u>都道府</u> <u>県や保険者等による適正化に向けた取組が可能なものについては指標として位置づける</u> ことを検討している。
- 〇 保険者努力支援制度においては、<u>医療費適正化計画に位置づけられる指標も踏まえて</u> 検討することとなる。

医療費適正化計画 (平成30年度~)※

○ データ分析等を通じて、都道府県や 保険者における取組が可能なものを中 心に、指標として位置づける。

(指標)

- ① 住民の健康の保持の推進に関する目標
- ② 医療の効率的な提供の推進 に関する目標
- ※ 地域医療構想の策定時期により平成28年度より 前倒しで計画策定が可能のため、本年度中に基本 方針を策定

医療費適正化計 画の指標も踏ま えて検討

指標

支援

保険者努力支援 制度にも盛り込 まれた指標に係 る取組を支援 保険者努力支援制度 (平成30年度~)_※

- 予防・健康づくり等の保険者共通 のインセンティブに関する指標を踏 まえて、今後、具体的な指標を検討
- 〇 その際、<u>医療費適正化計画において位置づけられる指標も踏まえることが必要</u>
- ※ 保険者努力支援制度の指標のうち、可能なものは、平成28年度から特別調整交付金により支援

三段階の激変緩和措置(案)

- 〇 財政運営責任等を都道府県へ移行する際(平成30年度)、財政改善効果を伴う追加公費の投入(1,700億円規模)が 行われるため、一般的には、平成29年度から平成30年度にかけての保険料の伸びは抑制・軽減されることとなる。
- ただし、国保の財政運営の仕組みが変わる(納付金方式の導入等)ことに伴い、一部の市町村においては、被保 険者の保険料負担が上昇する可能性がある。
 - ※ここでは「本来保険料で取るべき額」の変化に着目しており、決算補填目的等のための法定外一般会計繰入を削減したことによる変化は緩和措置の対象外

U

被保険者の保険料負担が急激に増加することを回避するための措置

ア)市町村ごとの納付金の額を決定する際の配慮

〇納付金の算定にあたって、各都道府県は α や β の値を設定するが、その際、各都道府県は市町村の「年齢調整後の医療費指数」の格差や29年度までに実施している保険財政共同安定化事業の拠出金の算定方式等により、激変が生じにくい α や β の値を用いることを可能とする。

イ)都道府県繰入金による配慮

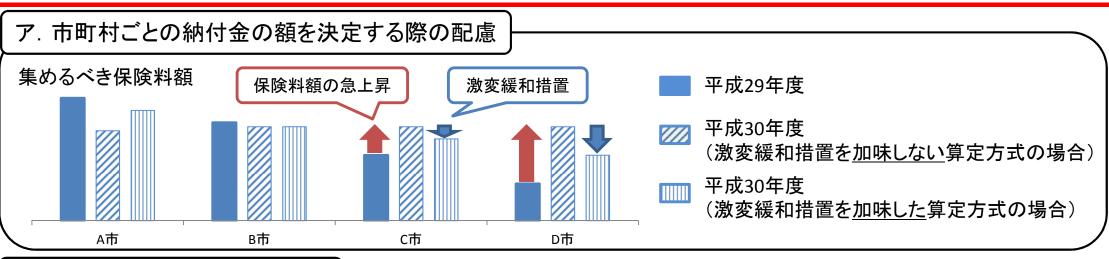
〇ア)納付金の算定方法の設定による激変緩和措置については、都道府県で一つの計算式を用いるため、個別の市町村についての激変緩和措置が行えるわけではない。そのため、都道府県繰入金による激変緩和措置を設け、市町村ごとの状況に応じきめ細やかに激変緩和措置を講じることが可能な仕組みを設ける。

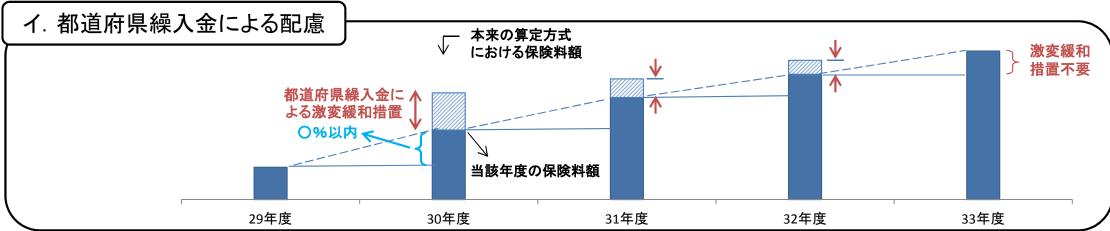
ウ)特例基金による配慮

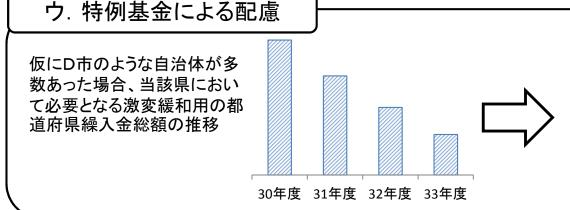
〇施行当初においては、予め激変緩和用として積み立てる特例基金を計画的に活用することとし、当該基金を都道府県特別会計に繰り入れることで、イ)都道府県繰入金による激変緩和措置により、他の市町村の納付金の額に大きな影響が出ないように調整を行うこととする。(H30~35)

52

激変緩和措置のイメージ(案)

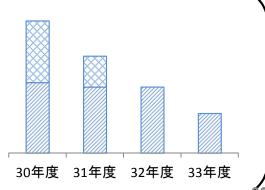






都道府県繰入金を激変緩和用として 多く活用する場合、他の市町村の納 付金を増加させる影響が大きいこと から、激変緩和用の特例基金を活用 する。

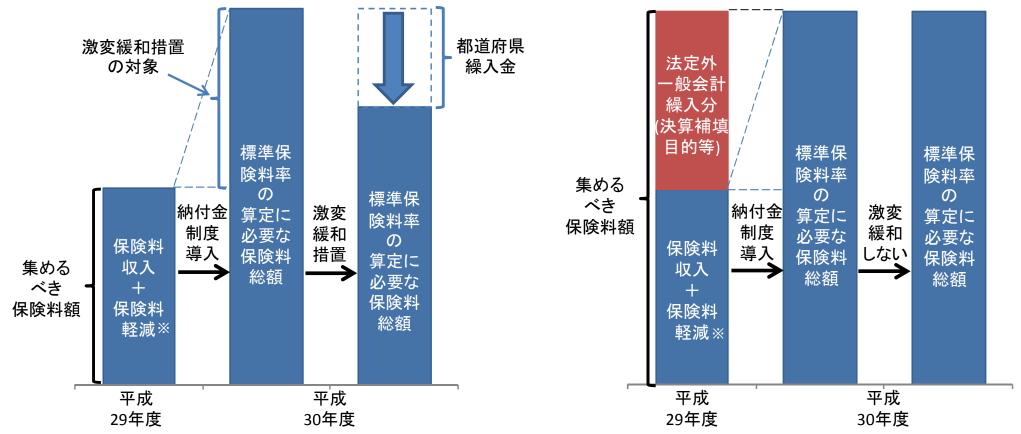
⇒各都道府県の状況に応じ、適切 な規模を適切な年度に繰り入れ



h:

激変緩和の対象

- 激変緩和は、標準保険料率で算定したときの一人当たりの標準保険料が、前年の標準保険料よりも急激に増加するときに、引き上げ幅が段階的なものとなるように、必要に応じて都道府県繰入金を活用して行うもの。
- 一方、市町村では、医療給付費等に充てるために本来はそれに応じた保険料を徴収するべきところ、その水準を政策的に 一定水準に抑えるため、これまで法定外一般会計繰入を行ってきているところがある。
- 〇 こうした決算補填等を目的とした法定外一般会計繰入は、安定的な保険運営を図る上で本来望ましいものではないことか ら、従来より段階的・計画的に解消することが求められており、今回の国保改革に伴う財政支援の拡充により解消を図るこ とが適切。
- 〇 ただし、一般会計繰入を実施していない市町村との公平性の観点から、法定外一般会計繰入を解消することに伴う保険料 の変化については、激変緩和措置の対象とはならない。



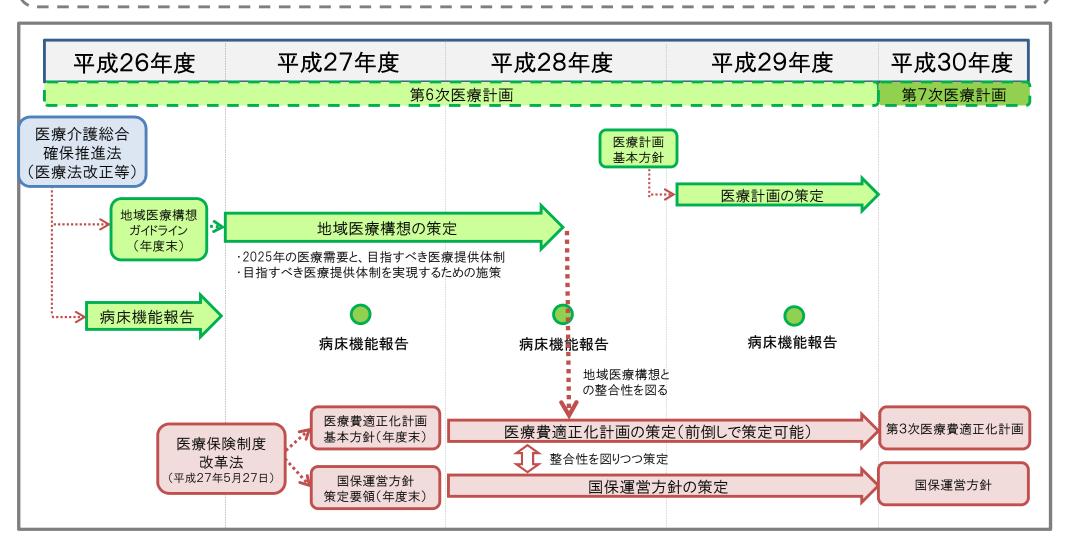
納付金制度の導入による保険料総額の増加分

→ 都道府県繰入金による激変緩和措置の対象になる。

法定外一般会計繰入(決算補填目的等)の解消による保険料総額の増加分 → 都道府県繰入金による激変緩和措置の対象にならない。

地域医療構想・医療費適正化計画・国保運営方針の策定スケジュール(イメージ)

- 平成26年に成立した「医療介護総合確保推進法」により、平成27年4月より、都道府県が「地域医療構想」を策定することとなっている(法律上は平成30年3月までであるが、平成28年半ば頃までの策定が望ましい)。
- 医療費適正化計画については、厚生労働省において平成27年度内に基本方針を定め、これを踏まえて都道府県において、平成28年度以降、地域医療構想との整合性を図りつつ、策定作業を進めることとなる。
- 国保運営方針は、平成28年度以降、医療費適正化計画との整合性を図りつつ、策定作業を進めることとなる。



国保運営協議会(都道府県、市町村)の設置

- <u>今般の国保法の改正</u>により、<u>都道府県及び市町村のそれぞれに</u>、国保事業の運営に関する重要事項に ついて審議する場である国保運営協議会を設置することとされた。
 - 〈参考〉国民健康保険の見直しについて(議論のとりまとめ)(平成27年2月12日国保基盤強化協議会)
 - 2. 運営の在り方の見直し(保険者機能の強化)
 - (略)

国保の運営に関する重要事項を協議する場として、都道府県に、被保険者代表、保険医又は保険薬剤師代表、公益代表、被用者保険代表が参加する国保運営協議会を設置する。

〈参考〉国保運営協議会における審議事項

- ・都道府県… 国保事業費納付金の徴収、国保運営方針の作成その他の重要事項
- 市町村… 保険給付、保険料の徴収その他の重要事項



- <u>都道府県においては</u>、国保事業費納付金の徴収(算定方法の決定等)や国保運営方針の作成等の重要事項について、都道府県の国保運営協議会の審議を経る必要があることから、平成30年度からの新制度の施行に向けて、平成29年度には国保運営協議会を設置する必要があるが、<u>地域の実情に応じて、あらか</u>がいめ、国保運営協議会(又はその前身となる機関)を設置し、審議を行うことが考えられる。
- そのため、国保運営協議会の運営に関する詳細(国保運営協議会の構成、委員の定数等)について、国保事務レベルWGで協議の上、平成28年1月26日付けの通知で各自治体に提示したところ。

都道府県の国保運営協議会の構成等

<委員の構成>

- 国保運営協議会は、国保事業の適正な運営を図る観点から、国保事業の運営に関する重要事項について関係者による審議を行う場として設置されるものである。
- 〇 そのため、<u>都道府県の国保運営協議会については</u>、「国保の被保険者」、「国保の保険医又は保険薬剤師」、「公益(学識経験者等)」の三者の代表に加え、国保財政において被用者保険が拠出する前期高齢者交付金の割合が相当程度高く(約31%。平成27年度予算ベース)、国保事業の運営の在り方が被用者保険の運営にも影響を与えることに鑑み、「被用者保険」の代表も必ずその構成員とすることとする。
- 一方、都道府県とともに国保の運営を担うこととなる<u>市町村</u>については、都道府県の国保運営協議会の構成員ではなく、事務局の立場から審議に参画することを想定している。
 - ※ 都道府県と市町村との間の協議については、国保運営協議会とは別の場において行われ、当該場での協議内容を踏まえたものが国保運営協議会において審議されることを想定している。

<委員の数 等>

- 国保の被保険者の代表、国保の保険医又は保険薬剤師の代表、公益の代表各側の意向が適切に配慮されるよう、<u>それぞれ同数とする。被用者保険代表については、各代表の数の半数以上、同数以内</u>とする。
- また、各側委員の<u>具体的な人数</u>については、<u>各都道府県の実情を踏まえて条例により決定</u>する。
- 委員の<u>任期</u>については、<u>三年</u>とする。
 - ※ 上記委員の数等については、現行の市町村の国保運営協議会と同様の取扱い。

市町村の国保運営協議会の構成等

<委員の構成>

- 従来より市町村に設置されている国保運営協議会にあっては、
 - ・「国保の被保険者」、「国保の保険医又は保険薬剤師」、「公益(学識経験者等)」の三者を必ずその構成員とし、
 - ・前期高齢者交付金の太宗を拠出する立場である「被用者保険の代表」については、国保の財政運営の責任主体となる都道府県に新たに設置される国保運営協議会において構成員と位置づけられ、都道府県の国保運営協議会において意見表明が可能であることから、市町村の国保運営協議会では任意の構成員と位置づける。
 - ※ なお、被保険者の健康の保持のために必要な保健事業についての全体的な取組方針等は都道府県に置かれる保険者協議会において議論することを想定している。

<委員の数等>

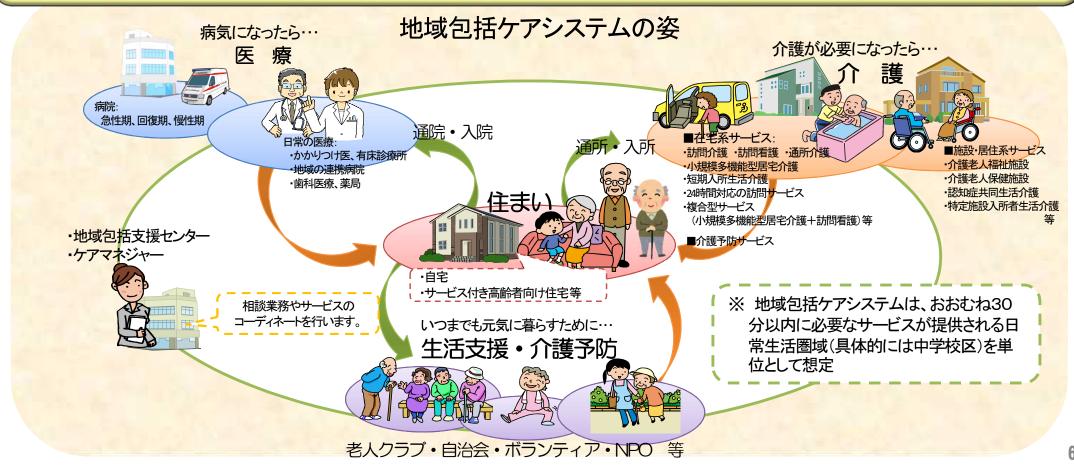
○ 国保の被保険者の代表、国保の保険医又は保険薬剤師の代表、公益の代表の各側の意向が適切に配慮されるよう、<u>それぞれ同数とする</u>。

<u>被用者保険の代表</u>については、任意の構成員であることに鑑み、他の各側の委員と同数を上限とする。

- 各側委員の<u>具体的な人数</u>については、<u>各市町村の実情を踏まえて条例により決定</u>する。
- 委員の<u>任期</u>については、<u>三年</u>とする。
 - ※30年度までは現状通り二年の任期とし、30年度以降の委員の着任以降三年とする。

地域包括ケアシステムの考え方

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される** 地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域 包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する 町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の 特性に応じて作り上げていくことが必要です。



【参考】在宅医療・介護連携推進事業(介護保険の地域支援事業、平成27年度~)

- 在宅医療・介護の連携推進については、これまで医政局施策の在宅医療連携拠点事業(平成23・24年度)、在宅医療推進事業(平成25年度~)により一定の成果。それを踏まえ、介護保険法の中で制度化。
- 介護保険法の地域支援事業に位置づけ、市区町村が主体となり、郡市区医師会等と連携しつつ取り組む。
- 実施可能な市区町村は平成27年4月から取組を開始し、平成30年4月には全ての市区町村で実施。
- 各市区町村は、原則として(ア)~(ク)の全ての事業項目を実施。
- 事業項目の一部を郡市区医師会等(地域の中核的医療機関や他の団体を含む)に委託することも可能。
- 都道府県・保健所は、市区町村と都道府県医師会等の関係団体、病院等との協議の支援や、都道府県レベルでの研修等により支援。国は、事業実施関連の資料や事例集の整備等により支援するとともに、都道府県を通じて実施状況を把握。

○事業項目と取組例

(ア) 地域の医療・介護サービス資源の把握

- ◆ 地域の医療機関の分布、医療機能 を把握し、リスト・マップ化
- ◆ 必要に応じて、連携に有用な項目 (在宅医療の取組状況、医師の相 談対応が可能な日時等)を調査

(イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と

し、課題の抽出、対応策を検討

◆ 結果を関係者間で共有

対応策の検討



(エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援

- ◆ 情報共有シート、地域連携パス等の活用 により、医療・介護関係者の情報共有を 支援
- ◆ 在宅での看取り、急変時の情報共有にも 活用

(オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援

◆ 医療・介護関係者の連携を支援するコーディネーターの配置等による、在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置・運営により、連携の取組を支援。

(ウ) 切れ目のない在宅医療と介護サービスの 提供体制の構築推進

◆ 地域の医療・介護関係者等が参画する会議を

開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握

◆地域の医療・介護関係者の協力を得て、在宅 医療・介護サービスの提供体制の構築を推進

(カ) 医療・介護関係者の研修

- ◆ 地域の医療・介護関係者がグループワーク等を 通じ、多職種連携の実際を習得
- ◆ 介護職を対象とした医療関連の研修会を開催 等

(キ) 地域住民への普及啓発

- ◆ 地域住民を対象に したシンポジウム等 の開催
- ◆ パンフレット、チラシ、区報、HP等を活用した、在宅医療・介護サービスに関する普及啓発
- ◆ 在宅での看取りについての講演会の開催等



(ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区 町村の連携

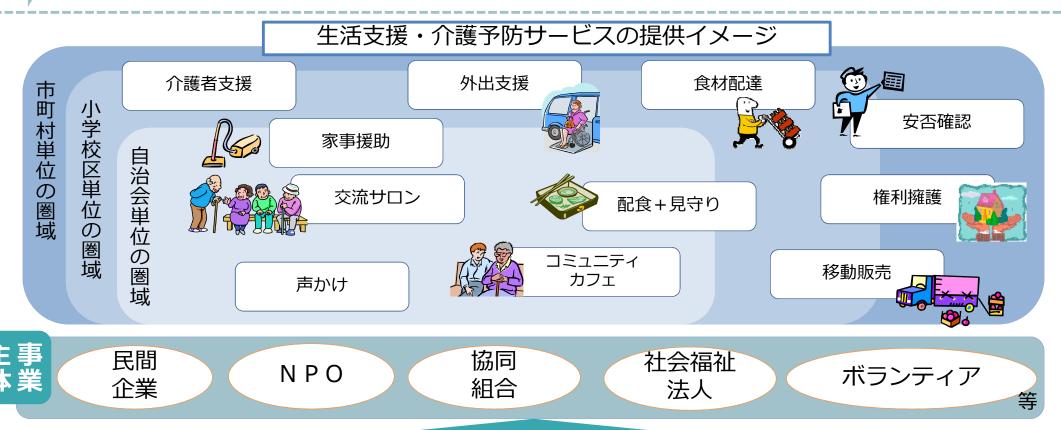
- ◆同一の二次医療圏内にある市区町村や隣接する市区町村等が連携して、広域連携が必要な事項について検討
- 例) 二次医療圏内の病院から退院する事例 等に関して、都道府県、保健所等の支援 の下、医療・介護関係者間で情報共有の 方法等について協議 等

多様な主体による生活支援・介護予防サービスの重層的な提供

○高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様 な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を支援



- ・介護支援ボランティアポイント等を組み込んだ地域の自助・互助の好取組を全国展開
- ・「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」の配置や協議体の設置などに対する支援



バックアップ

市町村を核とした支援体制の充実・強化(コーディネーターの配置、協議体の設置等を通じた住民ニーズとサービス資源のマッチング、情報集約等)

民間とも協働して支援体制を構築

新たな地域包括ケアシステムの構築に向けて

〇それぞれの地域の実情によって地域包括ケアシステムの形も異なる

- ○地域包括ケアシステムは、地域の地勢、生活文化、社会資源などによりそれぞれ異なる。・今何が課題なのか ・暮らしの安心をどこに求めるのか など
- 〇正解の形がある訳ではなく、「我がまち」流の仕組みを考え、その実現を目指して取組を 進めることが必要。
- 〇様々な他地域の取組も参考に、その目的や工夫を読み取りながら、地域の市民や関係 主体とともに工夫することが重要。
- 〇地域包括ケアシステムの構築に向けて必要な共通の「仕組み」には5つの要素がある。
 - ・不足する支援・サービスの把握と解決のための場づくり
 - ・地域の目指す姿についての合意形成
 - ・多様な担い手の育成・サービス創出
 - ・専門職による質の高い支援・サービス実践の基盤整備
 - ・情報発信と双方向のコミュニケーション

※主役は市民、専門職はサポーター地域は舞台、行政は仕掛け人

- ○地域包括ケアシステムは必ずしも高齢者に限るものではない。
 - ○国保被保険者には精神疾患の患者、子どもなど支えを必要とする者が存在。
 - 〇地域で支え合う仕組みづくりも考えられる。